平成22年度(2010年度)

行政監查結果報告

「補助金の交付事務について」

平 成 23 年 4 月 練 馬 区 監 査 委 員



目 次

| 第1 | 監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 行政監査の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| 2 | 監査テーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| 3 | 選定趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| 4 | 補助金の定義等 | |
| | (1) 補助金の定義 ・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| | (2) 補助金の支出根拠・・・・・・・・・・・・・・2 | |
| | (3) 補助金の支出制限・・・・・・・・・・・・・・2 | |
| | (4) 補助金交付事務の流れ・・・・・・・・・・・・3 | |
| 5 | これまでの補助金の見直し状況について ・・・・・・・3 | |
| 6 | 監査対象および範囲・・・・・・・・・・・・4 | |
| 7 | 監査方法 | |
| | (1) 課題等説明 ・・・・・・・・・・・・・8 | |
| | (2) アンケート調査 ・・・・・・・・・・・8 | |
| 8 | 監査実施期間 ・・・・・・・・・・・・・・8 | |
| 9 | 監査の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・8 | |
| 第 2 | 監査結果・・・・・・・・・・・・・・・9 | |
| 1 | 財源構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 | |
| 2 | 交付対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 | |
| 3 | 審査基準の有無・・・・・・・・・・・・・・・・10 | |
| 4 | 成果の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・11 | |
| 5 | 成果指標の有無・・・・・・・・・・・・・・・・11 | |
| 6 | 効率性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 | |
| 7 | 交付額の多寡・・・・・・・・・・・・・・・・・12 | |
| 8 | 必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 | |
| 9 | 申請者向けの手引き(マニュアル)の有無・・・・・・・14 | |
| 10 | | |
| 11 | 交付対象経費の具体的記載の有無・・・・・・・・・15 | |
| 12 | | |
| 13 | | |

| 1 | 14 | 実績報 | 告 | 書(| \mathcal{D} | 提 | 出 | 時 | 期 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 16 | |
|----|----|-----|----------------|----|-------------------|---|----|-----|---|---|---|---|----|---|---|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|
| 1 | 15 | 実績報 | 告 | 書 | D: | 提 | 出; | 期 | 限 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 17 | |
| 1 | 16 | 実績報 | 告: | 書(| \mathcal{D}^{i} | 確 | 認 | 内: | 容 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 18 | |
| 1 | 17 | 添付書 | 類 | D7 | 有 | 無 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 18 | |
| 1 | 18 | 実地調 | 查 | D7 | 有 | 無 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 19 | |
| 1 | 19 | 現地で | の ⁼ | 書 | 類 | 確 | 認 | (T) | 有 | 無 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 20 | |
| 2 | 20 | 交付回 | 数 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 20 | |
| 2 | 21 | 支払い | 方 | 法 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 21 | |
| 2 | 22 | 違約等 | 加 | 算 | 金 | Ø | 有 | 無 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 21 | |
| 2 | 23 | 周知方 | 法 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 22 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3 | 3 | 監査委 | | 計 | 意 | 見 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | , | • | • | • | • | • | 22 |
| | 1 | 補助金 | 交 | 付(| ر ا | 係 | る: | 滴 | 正 | な | 事 | 務 | 処: | 理 | の | 確何 | 呆 | に・ | つ | ۷V | て | | • | • | • | • | • | | 22 | |
| | | 補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | • | | 23 | |
| 部另 | 川補 | 助金一 | 雪 | 包 | 曼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 危機管 | 理: | 室 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | - 1 | |
| | 2 | 総務部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -2 | |
| | 3 | 区民部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -2 | |
| | 4 | 産業地 | 域: | 振り | 興 | 部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | - 3 | |
| | 5 | 福祉部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -10 |) |
| 1 | 6 | 健康部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -21 | |
| | 7 | 地域医 | 療: | 担: | 当: | 部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -22 | 2 |
| | | 児童青 | _ | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | -23 | |
| | 9 | 環境部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -28 | 3 |
| J | | 都市整 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J | 11 | 土木部 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 表 | -33 | } |
| J | | 学校教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第1 監査の概要

1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という)第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、一定の事務や事業を取り上げて、全般的な観点からその運営が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

2 監査テーマ

「補助金の交付事務について」

3 選定趣旨

補助金については、「補助金の見直しについて」(平成 14 年 2 月 6 日付け練企財発第 120 号)により、定期的な見直しが行われており、一定の成果が認められるところである。

しかしながら、定期監査や財政援助団体等監査において、所管課の審査が不十分なもの、補助対象経費が不明確なものなど未だ不適切な事例があり、監査での指摘事項等にもなっている。また、原資を税金とする補助金を交付しているにもかかわらず、その効果を十分に検証していない部署もあった。

そこで、今回、公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証が適正に行われているか、全庁を横断的に検証する。

4 補助金の定義等

(1) 補助金の定義

補助金の定義は法令上必ずしも明確ではないため、今回の行政監査においては、「特定の事務事業に対し、公共的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」と定義する。

監査対象とする補助金は、平成22年度一般会計歳出予算の「19節 負

担金補助及び交付金」の中から、補助金という名称で用いられているものを原則として対象とした。

また、補助金の分類に当たっては、補助要綱が同一のものは1つの補助金として取り扱った。

なお、区の外郭団体への人件費・運営費補助金については、財政援助 団体等監査において監査を行っているため、行政監査の対象からは外し た。

(2) 補助金の支出根拠

法第 232 条の 2 によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

また、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」(昭和28年6月29日行政実例)とある。

(3) 補助金の支出制限

法令等の規定等によって、つぎの事例に該当する場合には補助金の交付が認められていない。

ア 宗教上の組織等

日本国憲法(昭和21年。以下「憲法」という)第89条によると、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている。

イ 国等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 附則第5条によると、地方公共団体は、原則として、国、政令で定め る独立行政法人若しくは国立大学法人等に対して寄附金等を支出す ることが禁じられている旨規定されている。

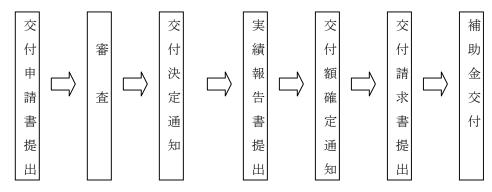
ウその他

判例では、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互間の経費負担区分を乱す行為や憲法第14条の平等原則に違反するものは許されないとされている。

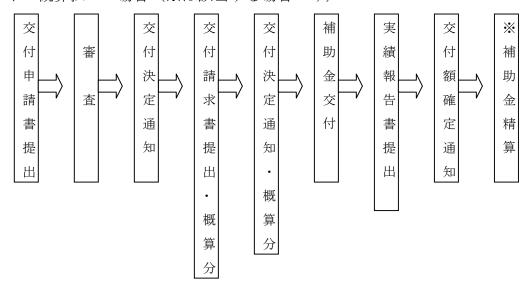
(4) 補助金交付事務の流れ

基本的な手順としてはつぎのとおりである。

ア 確定払いの場合



イ 概算払いの場合(※は該当する場合のみ)



5 これまでの補助金の見直し状況について

現在、区の補助金については、平成14年2月に決定した、「補助金の見直しについて」に基づき、3年ごとに全庁的な見直しを実施している。

平成 20 年度に実施した見直しにおいて、この「補助金の見直しについて」の一部が、平成 20 年 10 月 16 日付け区長決定により変更となっている。

具体的には以下のとおりである。

ア 全庁的かつ定期的な見直しの修正

「一定期間(3年)を経過した後に必ず見直すことを原則とするため、補助要綱等において事業実施期間(3年)を明示する」を削除した。

イ 事業全体の総経費の上限設定の削除

「補助事業の総経費の増加率は区税収入の増加率を上限として設定することを原則とする」旨の内容を削除した。

なお、次回の全庁的な見直しは平成23年度に行う予定である。

6 監査対象および範囲

今回の行政監査の対象とした補助金は155件で、区の組織順に並べると次表のとおりとなる。

【表1】監査対象補助金および所管部課

※所管部課の名称は、平成22年度の組織名を用いた。

| NO | 補 助 金 名 | | 所管部課(※) |
|----|--------------------------|-------------|---------------------|
| 1 | 区民防災組織に対する訓練等助成金 | | 防災課 |
| 2 | 災害時における飲料水確保に関する協定に伴う助成金 | / _ | 197 9 4 14 |
| 3 | 防犯設備整備費補助金 | 機 | |
| 4 | 地域防犯防火連携組織運営費補助金 | 管 | |
| 5 | 防犯協会補助金 | 理 | 安全•安心担当課 |
| 6 | 防火防災協会補助金 | 室 | |
| 7 | 消防団補助金 | 土 | |
| 8 | 原水爆禁止運動推進団体補助金 | ─ 総務部 | 総務課 |
| 9 | 自己啓発助成金 | de ectorial | 人材育成課 |
| 10 | 納税貯蓄組合連合会補助金 | 区民部 | 収納課 |
| 11 | 公衆浴場季節事業等補助金 | | |
| 12 | 公衆浴場施設設備改善事業補助金 | | |
| 13 | 燃料費助成金 | | |
| 14 | トライアル雇用充実助成金 | | |
| 15 | ホームページ作成補助金 | | |
| 16 | 見本市等出展支援事業補助金 | 一産 | 経済課 |
| 17 | ISO 認証取得支援事業補助金 | | ALL DI BOK |
| 18 | 経営者·後継者育成研修補助金 | 業 | |
| 19 | 練馬漬物物産展事業補助金 | 地 | |
| 20 | 異業種交流補助金 | 」 域 | |
| 21 | 生鮮食料品共同販売事業補助金 | | |
| 22 | 創業支援貸付利子補給金 | 振 | |
| 23 | 優良種子助成金 | 興 | |
| 24 | 土壤改良·病害防止助成金 | 部 | |
| 25 | 練馬大根伝来種保存事業施設整備費等補助金 | | |
| 26 | 金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金 | | 都市農業課 |
| 27 | 生産緑地保全整備事業補助金 | | HP (17 /AX /IX M/IX |
| 28 | 都市型農業経営支援事業補助金 | | |
| 29 | 農業体験農園管理運営費補助金 | | |
| 30 | 農業体験農園施設整備費補助金 | | |

| 32 いきいき商店商文援事業補助金 36 店店街共同施設維持管理責補助金 36 店店街共同施設維持管理責補助金 36 店店街交差店舗託用産直販売支援事業補助金 37 活力ある店店街で公前助金 38 商店街交差店舗託用産直販売支援事業補助金 39 練馬アニメーション協議会事業補助金 40 練馬まつり補助金 41 照照まつ物制助金 42 地区祭補助金 42 地区祭補助金 44 日治活動推進協力費 45 施設利用制助金 45 指定葬儀場使用料助成金 46 指定葬儀場使用料助成金 46 指定葬儀場使用料助成金 47 町会・自治会総対数設管等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼補助金 46 指定葬儀場を推断を等補助金 47 町会・自治会総対議等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼補助金 40 練別を必びは事業補助金 41 財政福祉普及房室経活動補助金 42 地域福祉普及客経活動補助金 43 非営利地域福祉活動補助金 44 財政福祉普及客経活動補助金 45 地域福祉普及客経活動補助金 46 加・まシングルニーントーシップ区民活動支援事業助成金 46 加・まシングルニーン・受耐性サービス第三者予細受審費用助成金 46 加・まとが、ループホーム整備費補助金 46 加・まとが、加・アールの場合との「企業を人権が設等施設整備費補助金 46 加・大会を加・支援事業補助金 46 の「企業を人権・協政等施設整備費補助金 46 の「対応型助間介護事業に係る政権整備費補助金 46 施設開設準備経費補助金 46 施設開設準備経費補助金 46 施設開設準備経費補助金 46 施設開設準備経費補助金 46 施設開設準備経費補助金 46 海散力・フル・助成金 47 で用力で重要素に係る政権整備費補助金 48 老人クラブ補助金 48 老人のラブ補助金 48 老人のラブ補助金 48 老人のラブ補助金 48 老人のラブ補助金 48 老人のラブ補助金 | | | | |
|--|----|----------------------------------|--------|--------------|
| 33 商店街夫回施設維持管理費補助金 34 にぎわい商店街支援事業補助金 35 商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金 36 商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金 37 活力から商店街で20補助金 38 商店街空き店舗人居促進補助金 39 練馬アニメーション協議会事業補助金 41 照極まつり補助金 42 地区祭補助金 43 明全・自治会掲示板設置等補助金 44 自治活動推進協力費 45 施設利用補助金 46 指定葬儀場使用料助成金 47 町会・自治会過汞板設置等補助金 46 指定葬儀場使用料助成金 47 町会・自治会過汞板設置等補助金 48 仮養司会補助金 49 後見人等副礼補助金 50 権利維護センター運営補助金 50 権利維護センター運営補助金 51 地域福祉者及整発活動補助金 53 非常利地域福祉活動補助金 55 福祉のまちづくりバートアーシップ区民活動支援事業制助会 56 福地のまちづくりバートアーシップ区民活動支援事業制助会 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者健業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介養を人格注施定等施設整備費補助金 61 地域密者型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 66 加速関設準備登券補助金 67 企業人民健施設施設整備費補助金 66 加速関設準備登務場か会 66 加速関設準備登務場か会 67 企業人民健康認設整備費補助金 68 老人クラブ連合会補助金 66 企業を人保健施設施設整備費補助金 67 産老人民力ブ補助金 68 本人クラブ連合会補助金 66 企業と大りデブ補助金 66 企業と大り変更新研修費補助金 66 企業と大り変更加成金 67 企業人民健康認設整備費補助金 68 本人クラブ連合会補助金 | 31 | 商工業団体振興補助金 | | |
| 34 にぎわい商店街支援事業補助金 35 商店街空き店舗店用産直販売支援事業補助金 36 商店街空き店舗石用産直販売支援事業補助金 37 活力かる商店街で20 時助金 38 商店街空き店舗入居促進補助金 40 練馬まつり補助金 41 照飯まつり補助金 42 地区祭補助金 43 町全・自治会掲示板設置等補助金 45 施設利用制助金 46 指定業務場後用料助成金 47 町会・自治会総設建設等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼・明金 50 権利議建センター運営補助金 51 中国残留角人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報のろば事業助成金 53 非管利地域格性活動補助金 55 協社のよらでのパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 統則の方式事業助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 60 介護者人補社施設等施設整備費補助金 61 地域密着型ケービス拠点等整備費補助金 62 認知庭高齢者グループホーム等福祉サービス第三者評価受害費用助成金 63 夜間対応型助問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 企業とグラブ補助金 66 か該者、人グラブ補助金 66 企業と人グラブ連合会補助金 66 産業人グラブ補助金 66 介護本人保健施設施設整備費補助金 67 資人グラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 | 32 | いきいき商店街支援事業補助金 | | |
| 34 にぎわい商店街支援事業補助金 35 商店街空き店舗店用産直販売支援事業補助金 36 商店街空き店舗石用産直販売支援事業補助金 37 活力かる商店街で20 時助金 38 商店街空き店舗入居促進補助金 40 練馬まつり補助金 41 照飯まつり補助金 42 地区祭補助金 43 町全・自治会掲示板設置等補助金 45 施設利用制助金 46 指定業務場後用料助成金 47 町会・自治会総設建設等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼・明金 50 権利議建センター運営補助金 51 中国残留角人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報のろば事業助成金 53 非管利地域格性活動補助金 55 協社のよらでのパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 統則の方式事業助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 60 介護者人補社施設等施設整備費補助金 61 地域密着型ケービス拠点等整備費補助金 62 認知庭高齢者グループホーム等福祉サービス第三者評価受害費用助成金 63 夜間対応型助問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 企業とグラブ補助金 66 か該者、人グラブ補助金 66 企業と人グラブ連合会補助金 66 産業人グラブ補助金 66 介護本人保健施設施設整備費補助金 67 資人グラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 | 33 | 商店街共同施設維持管理費補助金 | | |
| 第二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三 | | | | |
| ### 第二十四 | | 商店街空き店舗活用産直販売支援事業補助金 | 産 | |
| 37 | | | 業 | 商工組业課 |
| 38 商店街空き店舗入居促進補助金 現 | | | | [17] 工工街灯/山林 |
| 39 練馬アニメーション協議会事業補助金 域 様長 様長 表示 表示 表示 表示 表示 表示 表示 表 | | 商店街空き店舗入居促進補助金 | 地 | |
| ## 2 1 | | | 域 | |
| ### 141 照版まつり補助金 ### 142 地区祭補助金 ### 15 施設利用補助金 ### 15 施設利用補助金 ### 16 指定葬儀場使用科助成金 ### 16 指定葬儀場使用科助成金 ### 17 可会・自治会施設建設等補助金 ### 18 保護司会補助金 ### 18 保護司会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会 | 40 | | 振 | |
| ## 192 | 41 | | | |
| ## 1 | | | | |
| ### 144 自治活動推進協力費 ### 15 施設利用補助金 ### 15 施設利用補助金 ### 15 施設利用補助金 ### 16 指定葬儀場使用料助成金 ## 17 で・自治会施設建設等補助金 ## 18 後見人等謝礼補助金 ## 18 後見人等謝礼補助金 ## 18 後見人等謝礼補助金 ## 18 1 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 ## 18 1 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 ## 18 1 地域福祉活動補助金 ## 18 1 地域福祉活動補助金 ## 18 1 地域福祉活動補助金 ## 18 1 地域福祉普及啓発活動補助金 ## 18 1 地域福祉普及啓発活動補助金 ## 18 1 地域高祉・企業を発活動補助金 ## 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | 部 | |
| ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## | | | | |
| 46 指定葬儀場使用料助成金 47 町会・自治会施設建設等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼補助金 50 権利擁護センター運営補助金 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護を人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ連合会補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 「新春社会対策課 「新春社会対策課 「新春社会対策課 「新春社会対策課 「新春社会対策課 「新春社会対策課 「新春、大学の子が、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、 | | | | 地域振興課 |
| 47 町会・自治会施設建設等補助金 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼補助金 50 権利擁護センター運営補助金 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 68 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス加点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人タラブ連合会補助金 68 老人タラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 「新者社会対策課 第本社会対策課 第本社会表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 | | | | |
| 48 保護司会補助金 49 後見人等謝礼補助金 50 権利擁護センター運営補助金 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 「新齢者サービス第三者評価受審費用助成金 「新齢者サービス第三者評価受審費用助成金 「新齢者サービス第三者評価受審費用助成金 「新齢者サービス第三者評価受審費用助成金 「新齢者・大き、「大き保険課・障害者サービス 福祉部介護保険課・障害者サービス | | | | |
| ## 後見人等謝礼補助金 1 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ連合会補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | | | | |
| 50 権利擁護センター運営補助金 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ連合会補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | | | | |
| 51 中国残留邦人等地域生活支援事業補助金 52 相談情報ひろば事業助成金 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまらづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護名人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護及護門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | | | | |
| 1 | | | | ⟨▼ ⇔ ≡⊞ |
| 53 非営利地域福祉活動補助金 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 「養保険課・障害者サービス | 52 | | | |
| 54 地域福祉普及啓発活動補助金 55 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 *Aut ** **Aut ** | | | | |
| 56 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護名人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護友援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 54 | 地域福祉普及啓発活動補助金 | | |
| 57 介護人材育成・研修センター運営費補助金 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 55 | 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成金 | | |
| 58 高齢者就業・社会参加支援事業補助金 59 家賃等補助金 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉部介護保険課・障害者サービス | 56 | 練馬区立特別養護老人ホーム等福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | | |
| 59 家賃等補助金 福祉部 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 福祉部 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 高齢社会対策課 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 高齢社会対策課 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 の開所初年に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 65 施設開設準備経費補助金 66 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 67 老人クラブ連合会補助金 68 68 老人クラブ補助金 69 69 高齢者サークル助成金 介護保険課 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 介護保険課 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 57 | 介護人材育成・研修センター運営費補助金 | | |
| 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 福祉部 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 2 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 高齢社会対策課 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 高齢社会対策課 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 介護大援専門員資格更新研修費補助金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 介護保険課 福祉部介護保険課・障害者サービス | 58 | 高齢者就業•社会参加支援事業補助金 | | |
| 60 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 61 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 59 | 家賃等補助金 | | |
| 62 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 高齢社会対策課 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 高齢社会対策課 64 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 ク護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 ク護人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 ク護保険課・障害者サービス 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 介護保険課・障害者サービス | 60 | 介護老人福祉施設等施設整備費補助金 | 福祉部 | |
| 63 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 高齢社会対策課 64 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 ク護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 61 | 地域密着型サービス拠点等整備費補助金 | | |
| 64 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 62 | 認知症高齢者グループホーム整備費補助金 | | |
| 64 の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 63 | 夜間対応型訪問介護事業に係る設備整備費補助金 | | 高齢社会対策課 |
| の開所初年に係る設備整備費補助金 65 施設開設準備経費補助金 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | | 夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点 | | |
| 66 介護老人保健施設施設整備費補助金 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 64 | の開所初年に係る設備整備費補助金 | | |
| 67 老人クラブ連合会補助金 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉部介護保険課・障害者サービス | 65 | 施設開設準備経費補助金 | | |
| 68 老人クラブ補助金 69 高齢者サークル助成金 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 66 | 介護老人保健施設施設整備費補助金 | | |
| 69 高齢者サークル助成金 介護支援専門員資格更新研修費補助金 介護保険課・障害者サービス 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉部介護保険課・障害者サービス | 67 | 老人クラブ連合会補助金 | | |
| 70 介護支援専門員資格更新研修費補助金 介護保険課 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉部介護保険課・障害者サービス | 68 | 老人クラブ補助金 | | |
| 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 福祉部介護保険課・障害者サービス | 69 | 高齢者サークル助成金 | | |
| 71 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 70 | 介護支援専門員資格更新研修費補助金 | | 介護保険課 |
| | 71 | 福祉サービス第三者評価受審費用助成金 | 福祉部介護係 | R険課・障害者サービス |
| | | | 調整担当課、 | 児童青少年部保育課 |

| 72 | 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(社会福祉法人等) | | 介護保険課 |
|-----|------------------------------------|--------------|-------------------|
| 73 | 生計困難者に対する利用者負担軽減助成費(介護保険サービス提供事業者) | | 71 100 PN 197 197 |
| 74 | 福祉団体運営費補助金 | | |
| 75 | 精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金 | | |
| 76 | 精神障害回復途上者通所訓練事業に係る通所者交通費助成金 | | |
| 77 | 障害者グループホーム整備費補助金 | | 障害者施策推進課 |
| 78 | 障害者グループホーム等防火設備整備費補助金 | 福祉部 | 屋音 有 |
| 79 | 新体系移行支援事業運営費補助金 | IHI III. III | |
| 80 | 新体系移行支援事業に係る通所者交通費補助金 | | |
| 81 | 障害者短期入所(ショートステイ)事業所整備費補助金 | | |
| 82 | グループホーム等運営費助成金 | | 障害者サービス調 |
| 83 | 自己所有電話基本料金等助成費 | | |
| 84 | 障害者施設整備費補助金 | | 整担当課 |
| 85 | 高齢者等世帯家具転倒防止器具等設置費補助金 | | 練馬総合福祉事務所 |
| 86 | マンモグラフィ機器購入費補助金 | | 健康推進課 |
| 87 | 飼い猫の去勢・不妊手術費助成金 | | |
| 88 | 地域猫去勢·不妊手術費助成金 | 健康部 | 生活衛生課 |
| 89 | 東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会事業助成金 | | 工佰用工味 |
| 90 | ねずみ防除工事費用助成金 | | |
| 91 | 練馬区医師会訪問看護ステーション事業運営費補助金 | | |
| 92 | 地域医療推進事業補助金 | 地域医療 | |
| 93 | (財)東京都医療保健協会施設整備資金利子補給金 | 担当部 | 地域医療課 |
| 94 | 磁気共鳴画像診断装置設置補助金 | 担当部 | |
| 95 | 事務所賃借補助金(日本大学医学部付属練馬光が丘病院対策費) | | |
| 96 | 母子寡婦福祉連合会に対する補助金 | | |
| 97 | 放課後児童等の広場(民間学童保育)事業運営費補助金 | | |
| 98 | 子育て支援情報提供事業補助金 | | 子育て支援課 |
| 99 | 民設子育てのひろば事業補助金 | | |
| 100 | 私立保育園協会補助金 | | |
| 101 | 一時預かり事業補助金 | | |
| 102 | 私立保育所年末保育事業補助金 | 児 | |
| 103 | 私立保育所施設整備資金利子補給金 | 童 | |
| 104 | 私立保育所施設整備費補助金 | | |
| 105 | 私立保育所設置促進事業補助金 | 青 | |
| 106 | 施設補助金(保育室) | 少 | |
| 107 | 認証保育所運営費補助金 | 年 | 保育課 |
| 108 | 認証保育所開設準備等経費補助金 | · | N. L. INV |
| 109 | 認証保育所学校 110 番設置経費補助金 | 部 | |
| 110 | 認証保育所保育料補助金 | | |
| 111 | 研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(家庭福祉員) | | |
| 112 | 研修費補助金、施設補助金、共済掛金補助金(駅型) | | |
| 113 | 短期特例保育補助金 | | |
| 114 | 私立幼稚園預かり保育事業費補助金 | | |
| 115 | 認定こども園運営費等補助金 | | |

| 116 | 研修費補助金 | | |
|-----|--------------------------------------|-------------------|------------|
| 117 | 民間遊び場運営費等補助金 | 児童青少 | 青少年課 |
| 118 | 民間遊び場管理委員会委員ボランティア保険補助金 | 年部 | 月夕千味 |
| 119 | 民間遊び場損害賠償責任保険補助金 | | |
| 120 | 地球温暖化対策小規模事業者用設備設置補助金 | | |
| 121 | 地球温暖化対策住宅用設備設置補助金 | | |
| 122 | 吹付けアスベスト等除去工事助成金 | | 環境課 |
| 123 | 事業所建築物のアスベスト調査経費の助成金 | | |
| 124 | 建築物アスベスト調査経費の助成金 | 環境部 | |
| 125 | 保護樹木·樹林補助金 | | みどり推進課 |
| 126 | みどりの街並みづくり助成金 | | 。 |
| 127 | 在宅医療廃棄物回収事業補助金 | | 清掃管理課 |
| 128 | 家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金 | | 何师 日 生味 |
| 129 | 土地区画整理事業助成金 | | まちづくり推進調整課 |
| 130 | 都市防災不燃化促進助成金 | | 東部地域まちづくり課 |
| 131 | 密集住宅市街地整備促進事業助成金 | 都 | 米市地域よりライケ味 |
| 132 | 大江戸線延伸促進期成同盟に対する補助金 | 市 | 大江戸線延伸推進課 |
| 133 | 戸建住宅耐震改修工事等助成金 | - 整 | |
| 134 | 民間建築物耐震改修工事等助成金 | | |
| 135 | 木造戸建住宅簡易補強工事助成金 | 備 | 建築課 |
| 136 | 耐震シェルター等設置助成金 | 部 | 建杂味 |
| 137 | 道路拡幅整備等助成金 | | |
| 138 | 福祉のまちづくり整備助成金 | | |
| 139 | 私道整備助成金 | | 計画課 |
| 140 | 雨水浸透施設整備助成金 | │ 一 土木部 | 可四味 |
| 141 | 交通安全協会補助金 | | 交通安全課 |
| 142 | 幼児2人同乗用自転車レンタル事業補助金 | | 大 |
| 143 | 外国人学校児童·生徒保護者負担軽減補助金 | | 庶務課 |
| 144 | 学校教育関係団体補助金 | | 庶務課•学務課 |
| 145 | 私立幼稚園等就園奨励費補助金 | 学 | |
| 146 | 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金 | 校 | |
| 147 | 私立幼稚園等入園児保護者補助金 | 教 | |
| 148 | 私立幼稚園施設整備資金利子補給費 | | 学務課 |
| 149 | 私立幼稚園行事費等助成金 | 育 | 一分味 |
| 150 | 私立幼稚園教職員教育研修会補助金 | 部 | |
| 151 | 私立幼稚園教育環境整備費補助金 | | |
| 152 | 私立幼稚園学級補助員配置助成費 | | |
| 153 | 文化財保護事業に関する奨励金および補助金 | 生涯学習 | 生涯学習課 |
| 154 | 公益社団法人練馬区体育協会および練馬区レクリエーション協会に対する交付金 | | スポーツ振興課 |
| 155 | 練馬区釣魚連合会に対する交付金 | 部 | /パ / 水央味 |
| | | | |

7 監査方法

(1) 課題等説明

監査委員は、平成22年8月20日、同月23日に、補助金交付の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理等について、財政課長および所管補助金数の多い課長から、つぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

- ア 補助金の必要性、補助事業の有効性等についての現状および課題 財政課長
- イ 補助金の必要性、補助事業の有効性および補助金に関する事務処理 等についての所管課の現状および課題

経済課長、商工観光課長、高齢社会対策課長、障害者施策推進課長、 保育課長、みどり推進課長、学務課長

(2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して補助金交付に係る事務処理等についてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。また、現状の把握については、これまでに実施した定期監査、財政援助団体等監査などで把握した状況も活用した。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

8 監査実施期間

平成22年6月28日(月)から平成23年4月27日(水)まで

9 監査の視点

合規性に加えて、行政監査の目的とする「経済性」、「効率性」、「有効性」 を踏まえ、以下の視点に重きを置いた検証を行った。

- (1) 補助金交付についての事務処理に課題はないか。
 - ア 交付対象経費は明確になっているか。
 - イ 実績報告書等の提出期限は守られているか。
 - ウ 実績報告書等の内容を十分に確認しているか。
 - エ 事務処理は効率的に行われているか。
- (2) 補助金交付の公益性(必要性)についての課題はないか。
 - ア 具体的な成果は上がっているか。

- イ 成果指標等の客観的根拠により成果測定を行っているか。
- ウ 公益性(必要性)を定期的に検証しているか。
- エ 区民ニーズに的確に応えたものとなっているか。

第2 監査結果

公益性という補助金本来の趣旨に沿って、事業実績の確認や効果の検証 が適正に行われているかについて検証した。

その結果、補助事業は補助要綱に基づいて実施されており、実績報告書等の書類、あるいは実地調査などによって事業実績を確認していた。また、多くの補助事業が目的とする成果を上げており、費用対効果の観点からの効率性も確保できていることが確認できた。

これらのことから、個別項目において検討を要する事項はあったものの、 補助金の交付事務は適正に行われていると認められる。

監査の視点に基づく、アンケート調査の項目別監査結果は下記のとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、補助金が更に有効に機能するための課題と捉え、改善に向けて取り組まれたい。

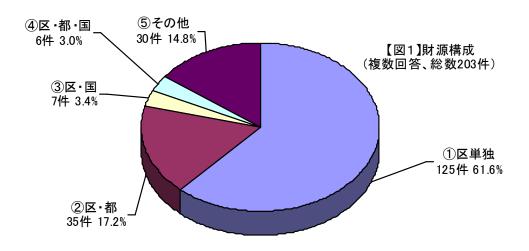
※監査対象補助金数は 155 件だが、交付対象経費毎に調査を行ったものもあるので、アンケート総数としては 192 件となる。

※調査項目によって該当の有無があるため、各項目間の総数は一致しないことがある。

1 財源構成【図1】

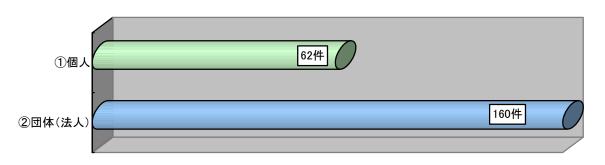
補助金を構成する財源としては、①区単独が125件(61.6%)と一番多く、次に②区・都が35件(17.2%)となっている。⑤その他と回答した補助金は30件(14.8%)で、この中には国や都が単独で補助するものが含まれており、今後も国や都の動向を注視し、財源確保に積極的に取り組む必要がある。

なお、国や都の財源を活用する際、対象経費の算定に当たっては、 その範囲や計数を十分に確認し、遺漏のないように事務処理を行われ たい。



2 交付対象【図2】

補助金の交付対象については、①個人を対象とする補助金が62件、②団体(法人)を対象とする補助金が160件であった。



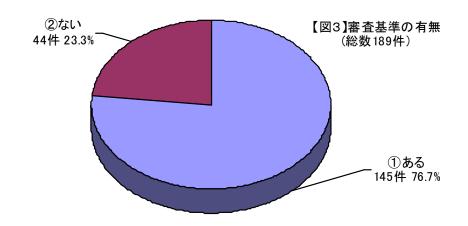
【図2】交付対象(複数回答、総数222件)

3 審査基準の有無【図3】

補助金の交付決定に際し、具体的な審査基準が①あると回答した補助金は145件(76.7%)であった。②ないと回答した補助金は44件(23.3%)であったが、その理由として、実績報告書で確認できるためという回答が多かった。

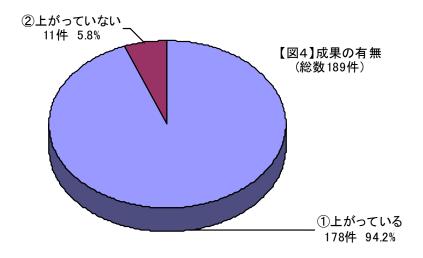
審査基準は、補助金の交付が法令および予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的および内容が適正か、金額の算定に誤りがないか等の拠り所となるべきもので、確実な判断を行うためにも必要と考える。

なお、「障害者施設整備費補助金(福祉部障害者サービス調整担当 課)」において、審査手続に不適切な事例があった。



4 成果の有無【図4】

補助金の成果の有無は、補助要綱等の交付目的と照らし合わせて判断することが求められるが、成果が①上がっていると回答した補助金は178件(94.2%)であった。②上がっていないと回答した補助金は11件(5.8%)であるが、その理由として、実績がない、あるいは実績が少ないためという回答が多かった。



5 成果指標の有無【図5】

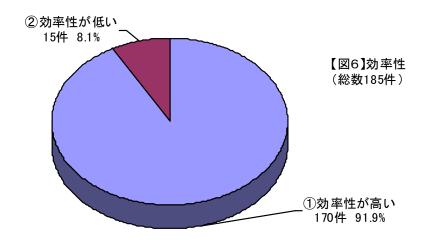
補助金の成果測定に際し成果指標を①使用していると回答した補助金は69件(36.1%)、②使用していないと回答した補助金は122件(63.9%)であった。4で成果が上がっていると回答した補助金は9割を超えたが、成果指標を使用している補助金は4割に満たず、その判断根拠が不明確である。また、成果指標を使用していない理由として、指標化が困難、指標化がそぐわないといった回答があった。区民に対する説明責任の観点から、補助事業を客観的に判断できる指標による成果測定を行うことが望ましい。



6 効率性【図6】

補助金の効率性については、①高いと回答した補助金が170件(91.9%)であった。②低いと回答した補助金は15件(8.1%)で、その理由として、実績がないことや処理が二課にまたがるなどの回答があった。

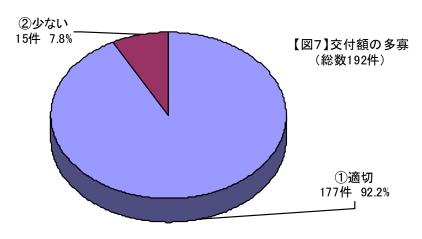
原資が貴重な税金である以上、補助金においても、最少の経費で最大の効果を実現することが求められる。効率性が低いと回答した補助金については、創意工夫のもと、効率性の向上に向けて補助条件の見直しや事務処理の改善に取り組まれたい。



7 交付額の多寡【図7】

補助金の交付額については、①適切だと回答した補助金が 177 件 (92.2%)、②少ないと回答した補助金が 15 件(7.8%)であった。

必要以上に多すぎる補助金は補助事業者等の自立を結果的に損なってしまうという側面がある。このことに十分留意して、交付額についても決算状況を踏まえて精査することが重要である。

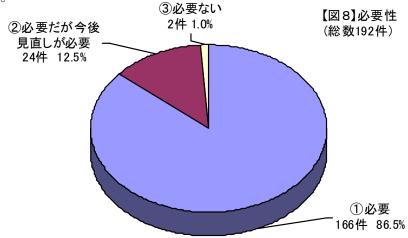


8 必要性【図8】

補助金の必要性については、①必要と回答した補助金が166件(86.5%)であった。②必要だが今後見直しが必要と回答した補助金は24件(12.5%)で、成果や実績が上がっていないためという回答が多かった。③必要ないと回答した補助金は2件(1.0%)で、「経営者・後継者育成研修補助金」および「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」であった。

前者の「経営者・後継者育成研修補助金」は、平成22年8月に実施された事務事業見直しにおいて「必要性が低い」と評価されたものである。当該補助金の所管課は、平成23年度は新たな後継者等の育成事業を実施する予定であるとしているが、区内事業者のニーズを的確に捉えた効果的な事業を実施するよう図られたい。

また、後者の「幼児2人同乗自転車レンタル事業補助金」については、区の補助事業としては平成22年度をもって終了したが、引き続き、財団法人練馬区都市整備公社がレンタサイクル事業として実施している。

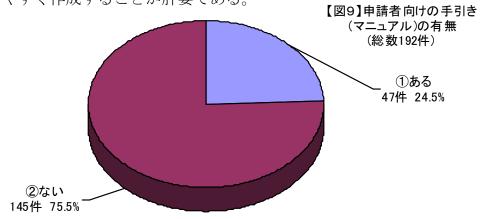


9 申請者向けの手引き(マニュアル)の有無【図9】

補助金の申請に際し申請者向けの手引き(マニュアル)が①あると 回答した補助金は47件(24.5%)で、個人向けの補助金が多かった。② ないと回答した補助金は145件(75.5%)で、その理由として、特定の 団体への補助金なので必要ないなどの回答があった。

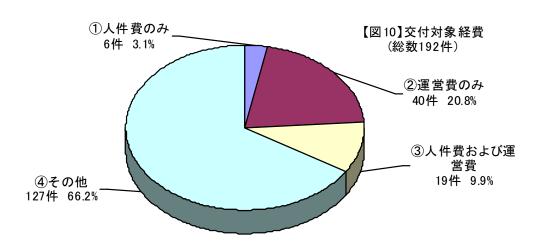
区民がより利用しやすく、また申請時の記載もれや誤りを防止する という観点から、申請者向けの手引き (マニュアル) を整備すること は重要である。また、申請書等の正確性を担保することで、事務処理 の効率化につながることも期待できる。

なお、手引き (マニュアル) を作成する際は、区民の視点に立ち、 分りやすく作成することが肝要である。



10 交付対象経費【図 10】

補助金の交付対象経費については、①人件費のみと回答した補助金が6件(3.1%)、②運営費のみと回答した補助金が40件(20.8%)、③人件費および運営費と回答した補助金が19件(9.9%)であった。④その他と回答した補助金が127件(66.2%)と一番多かったが、その内容は施設整備費や個別・具体的な経費(改修経費等)などであった。



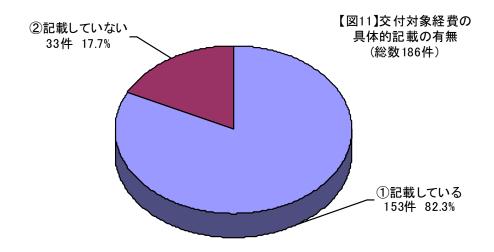
なお、補助要綱上で「区長が特に認める」旨の規定があるにもかか わらず、文書で明確に定めていない補助金が見受けられた。

また、交付対象経費の中に弁当代が含まれる補助金が見受けられたが、公益性が求められる補助金の使途として相応しいものか検討が必要である。

11 交付対象経費の具体的記載の有無【図 11】

10 で交付対象経費が、運営費のみ、人件費および運営費、その他と 回答した場合、交付対象経費を補助要綱等に具体的に①記載している と回答した補助金は 153 件(82.3%)であった。②記載していないと回 答した補助金は 33 件(17.7%)であったが、その理由として、実績で確 認するといった回答が多かった。

補助金は対象となる経費に対してのみ支出されるべきものであるので、事後的な審査の結果返還されるとしても、一旦対象外経費に対して支出してしまうことは望ましいことではない。また、返還手続等が発生することで、区および補助事業者等双方の事務処理が煩雑になることも否めない。交付対象経費については、補助事業者等が判断しやすいよう、対象内経費あるいは対象外経費について具体的に記載することが重要である。



12 変更規定の有無【図 12】

補助金の交付決定後に申請内容に変更があった場合の規定が補助要綱に①あると回答した補助金が115件(59.9%)であった。②ないと回答した補助金が77件(40.1%)であったが、その理由として、想定していないためという回答が多かった。

変更規定があると回答した補助金においても、定期監査や財政援助

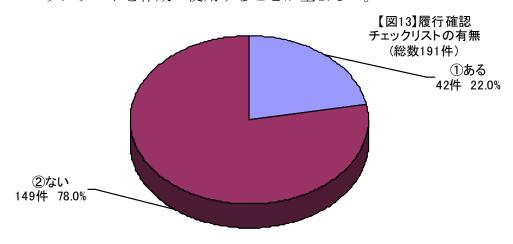
団体等監査で変更規定の履行が不十分な事例が見受けられるので、手 続の遵守を徹底されたい。



13 履行確認チェックリストの有無【図 13】

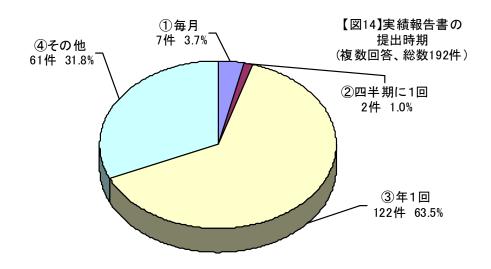
補助金の履行内容を確認するためのチェックリストが①あると回答 した補助金が 42 件(22.0%)、②ないと回答した補助金が 149 件 (78.0%)であった。

定期監査や財政援助団体等監査での状況をみると、所管課の履行確認が不十分なまま、交付対象外と疑われかねない経費に対して交付確定している事例があった。履行確認者による判断のばらつきや確認漏れを防ぎ、効率的な確認を行うためには、点検ポイント等を記したチェックリストを作成・使用することが望ましい。



14 実績報告書の提出時期【図 14】

補助事業者等が実績報告書を提出する時期(回数)は、③年1回と回答した補助金が122件(63.5%)と一番多かった。①毎月と回答した補助金が7件(3.7%)、②四半期に1回と回答した補助金が2件(1.0%)であった。④その他と回答した補助金は61件(31.8%)であったが、事業完了・終了時や工事終了後という回答が多かった。



15 実績報告書の提出期限【図 15】

実績報告書の提出期限が①守られていると回答した補助金が166件(92.7%)、②一部守られていないと回答した補助金が12件(6.7%)であった。③守られていないと回答した補助金は1件(0.6%)で、その理由として、提出時期が年度末の忙しい時期なのでと回答している。

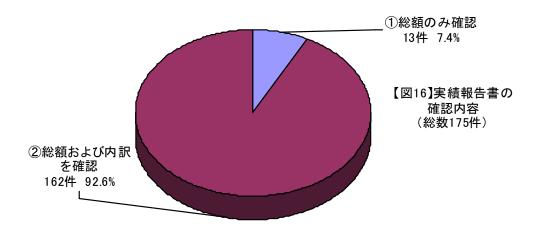
提出書類の期限を遵守させることは、補助事業を円滑に進めるために不可欠なことである。所管課においては、提出期限を遵守するよう補助事業者等に対する指導を徹底されたい。なお、提出書類において、報告日等が漏れている事例が多数見受けられた。報告日等の漏れについても併せて指導されたい。



16 実績報告書の確認内容【図 16】

①総額のみを確認すると回答した補助金は13件(7.4%)、②総額および内訳を確認すると回答した補助金は162件(92.6%)であった。

実績報告書においては、対象経費として支出した補助金が最終的に どのように使われたのか、明確に確認できることが重要である。①総 額のみを確認するといった補助金については、内訳を確認する必要性 が本当に無いのか、また②総額および内訳を確認すると回答した補助 金は、その内容で補助対象経費の使途が明確に確認できるのか、実績 報告書の様式を含めた検証をすることが求められる。

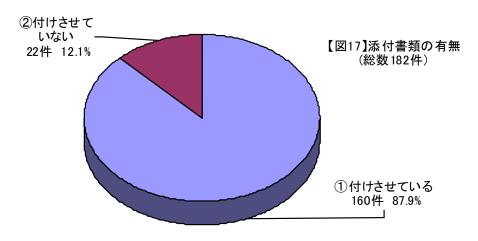


17 添付書類の有無【図 17】

実績報告書に添付書類を①付けさせていると回答した補助金は160件(87.9%)、②付けさせていないと回答した補助金は22件(12.1%)であった。添付書類としては、収支計算書、領収書、貸借対照表等があった。

今回、補助額には影響がなかったものの、実績報告書と添付書類の 照合が不十分と思われる事例が散見された。添付書類は実績報告書の 記載内容を裏付ける重要な証拠書類であることを十分に踏まえた審査 を行われたい。

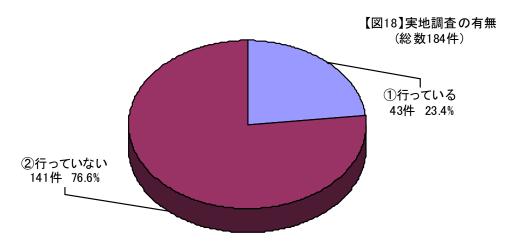
なお、不必要と思われる添付書類を提出させている補助金もあった。 所管課、補助事業者等双方の負担軽減の観点から、実績報告書の内容 確認のために必要な書類を精査することが必要である。



18 実地調査の有無【図 18】

実地調査を①行っている回答した補助金は43件(23.4%)、②行っていないと回答した補助金は141件(76.6%)であった。

実績報告書の記載内容を確認する際、勘定元帳、領収書等現地で保管している書類の確認や現物確認などが必要となる場合がある。十分な確認ができるよう、必要に応じて実地調査も視野に入れた確認を行われたい。



なお、「保護樹木・樹林補助金(環境部みどり推進課)」の保護樹林 に対する補助金について、実態調査を行っていなかった。区のみどり を保全することは、みどり30推進計画にもあるとおり、区の最重要 課題のひとつである。今後は実態調査を定期的に行うよう検討された い。

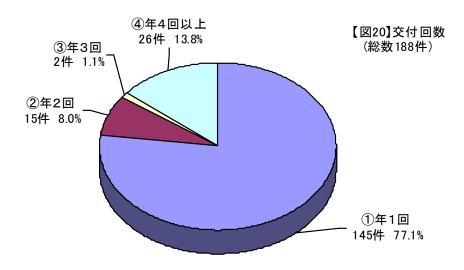
19 現地での書類確認の有無【図 19】

18 で実地調査を行っている場合、現地で書類を①確認していると回答した補助金は 20 件(46.5%)であった。②確認していないと回答した補助金は 23 件(53.5%)であった。



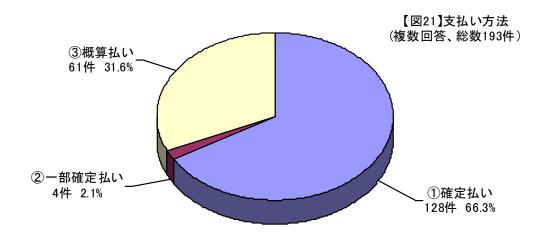
20 交付回数【図 20】

補助金の交付回数については、①年1回と回答した補助金が145件(77.1%)、②年2回と回答した補助金が15件(8.0%)、③年3回と回答した補助金が2件(1.1%)であった。④年4回以上と回答した補助金は26件(13.8%)で、毎月交付するものや随時交付するものなどが該当している。



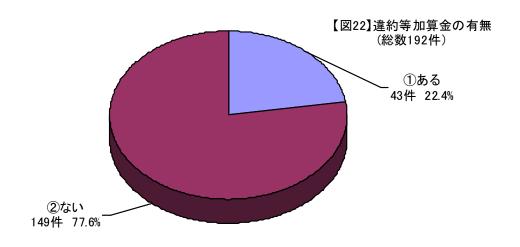
21 支払い方法【図 21】

補助金の支払い方法については、①確定払いと回答した補助金が128件(66.3%)で、③概算払いと回答した補助金が61件(31.6%)であった。②一部確定払いと回答した補助金は4件(2.1%)あったが、運営費のみ概算払いでそれ以外の経費が確定払いというものなどであった。



22 違約等加算金の有無【図 22】

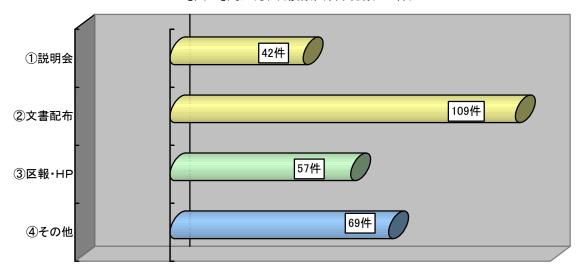
交付決定取消等の事由で補助金を返還させる場合、違約等加算金が ①あると回答した補助金は43件(22.4%)、②ないと回答した補助金は 149件(77.6%)であった。違約等加算する場合の加算率としては、補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179 号)第19条第2項にある加算率の10.95%で規定している補助金がほ とんどであった。その他の加算率としては、特別区民税・都民税の延 滞にかかる割合である14.6%で規定しているものがあった。



23 周知方法【図 23】

補助金の周知方法については、②文書配布が109件と一番多く、次いで③区報・HPが57件、①説明会が42件であった。④その他として69件の回答があったが、特定の補助事業者等を対象としているので周知は行っていないという回答が多かった。

なお、財政援助団体等監査において、補助要綱等の変更内容が補助 事業者等に十分に伝わっていない事例があった。補助事業者等の理解 を得られるよう、さまざまな機会を捉えて周知されたい。



【図23】周知方法(複数回答、総数277件)

第3 監査委員意見

1 補助金交付に係る適正な事務処理の確保について

補助金は、区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるもので、公正かつ効率的に執行することが求められる。そのためには、交付申請から始まり補助金の確定・精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことが必要である。特に、交付目的や補助基準に照らし、交付対象経費の使途が適正であったか、実績報告書やその添付書類で十分に審査することは重要である。

アンケート調査では、実績報告書の総額のみならず内訳まで確認している補助金が9割を超え、更にその8割以上が実績報告書に添付書類を付けさせていると回答している。一方で履行内容を確認するためのチェックリ

ストの有無を調査したところ、あると回答した補助金は2割に過ぎなかった。チェックリストは、確認漏れによる誤謬や担当者による判断の差異を防ぐ有効な手段で、これを使用していないことは実質的な確認が不十分になってしまう一因ともなり得る。事実、今回、所管課から提出された補助金関係書類を検証すると、補助額には影響がなかったものの実績報告書の記載事項誤りや添付書類の漏れ・間違いが散見された。また、定期監査や財政援助団体等監査においても、履行確認が不十分なため指摘事項や要請事項となる事例が毎年度のように発生している。

今後は、補助金交付に係る適正な事務処理を確保するため、実績報告書 とその証拠書類である添付書類の審査を慎重に行われたい。

また、補助金について、交付申請、決定、補助金の返還など、補助金執行に関する共通的・基本的事項を規定することで、補助金に係る執行の更なる効率化に努められたい。

なお、補助事業者等の会計方式は、公益法人会計によるもの、企業会計 によるもの等さまざまなので、当該団体の会計方式に即応した確認方法に ついても検討されたい。

2 補助金の公益性および必要性について

補助金支出の法的根拠として法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあることから、補助金には公益性が必要とされる。この公益性を認定するのは長および議会ではあるが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。

また、法第2条第 14 項によると、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とある。更に、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第4条第1項によると、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の経費の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。このように、行政が行う事務事業執行においては高い費用対効果が求められており、法の目的から言っても客観的な効果測定が必要であると言える。

アンケート調査では必要性が高いと判断されている補助金がほとんどであったが、成果指標が作成されてない補助金も多く、その根拠が不明確である。補助金の透明性を確保し、区民への説明責任を果たす観点から、客観性のある成果指標を整備して必要性の判断を行うことが望ましい。

また、社会経済状況が変化する中、交付目的をすでに達成しているもの、

役割が薄れているもの、整理・統合すべきもの等ないか、補助金の必要性について、PDCAサイクルに則った不断の検証が必要である。そのためには、補助要綱等へ終期を設定するサンセット方式により、補助事業を定期的に検証することが望まれる。

なお、補助金交付の適否や補助制度の運用を公平・公正に判断するためには、客観的な評価や意見を受けることも必要である。ついては、行政評価委員会等の活用についても検討されたい。

これからの時代、区は地域における多様な活動主体と役割分担しながら、協働により効果的・効率的に公共サービスを提供していくための環境整備が求められている。その手法のひとつとして補助金が果たす役割は大きい。

区においては平成23年度から、町会・自治会や特定非営利活動法人など地域活動団体から提案された協働事業が実施されている。これは公募型補助金に位置づけられるもので、公開プレゼンテーション等で審査過程が一定程度明らかにされているものであり、補助金の公平性・透明性を確保するためには有用な制度と考える。

既存の補助事業のスクラップアンドビルドを徹底的に行うことで財源を確保 した上で、区民との協働を進める観点からこの公募型補助制度について拡充を 図るなど新たな補助制度の構築に向け期待するものである。

部別補助金一覧表

(※この表は、アンケート調査項目中、主要項目を一覧にしたものである。)

| | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|----------|------|----|------------|-----|------|------------|-----|-----|----------------------|-----------|------|-------------|----------------------|-------------------|------------|------|------|------------|-----|----|----|-------------|
| | * 4 D # | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 亍確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
| | 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 1 | 危機管理室(補助金数 7 | '件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【No. 1 区民防災組織に | 対する | 訓練 | 等助 | 成金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洼 | 東馬区区民防災組織が大地震等の災 腎に備えて実施する防災訓練および その他の防災活動への助成 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (防災訓練 等経費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No. 2 災害時におけるf | · 飲料水 | 確保 | に関 | するが | 協定に | に伴う. | 助成金 |] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55. | (害時における飲料水確保のため | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 |
| | 【No. 3 防犯設備整備費 | 補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊 条 | 東馬区民の安全と安心を推進する条別第8条第1項の規定に基づき、同 例第8条第1項の規定に基づき、同 例第16条に定める安全に安心して ほらせるまちづくり推進地区におけ 5防犯対策の向上を図ること | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (機器購入等 経費) | 有 | 有 | 無 | その他 (補助事業 終了時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 |
| | 【No. 4 地域防犯防火連排 | 隽組織 | 運営 | 費補 | 助金】 | | | | | | l | | | | | | I. | | | | | | | |
| る携係こち | 区民等が地域で行う防犯防火にかから活動を行うため、地域防犯防火連 無組織を設置した際に、その運営に 系る経費に対する補助金を交付する とで、安全に安心して暮らせるま っづくりに寄与することを目的とす | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 |
| | 【No. 5 防犯協会補助金】 | | 1 | | <u> </u> | | | | | | I. | | | | | | | | | | | | | |
| | 射助金を交付することにより、区の 5犯に資するため | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 無 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

| | 交 付 目 的 | 補助金 | | | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|---|-----|----|----|------------|----|-----|------------|--------------|-----|------------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|-----------|----------|---|------------|-----|----|----|------------------------------|
| | X 111 H H1 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付 書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| | 【No. 6 防火防災協会補助 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補助金を交付することにより、防火 防災協会活動の推進を図り、もって 練馬区の防火防災思想の普及および 高揚に資する。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No. 7 消防団補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消防団活動の推進を図り、もって練 馬区の消防に資する。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 2 | 総務部(補助金数2件) | | | | | | | | | | | | | , | | | | | | | | | | |
| | 【No. 8 原水爆禁止運動 | 推進団 | 体補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各団体の原水爆禁止世界大会広島大会および長崎大会への派遣事業について、「非核都市練馬区宣言」の趣旨にのっとり、核兵器の廃絶と軍縮にむけた区民活動を補助し、区民の平和意識高揚に寄与するため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(旅費) | 有 | 無 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | - | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (周知無) |
| | 【No. 9 自己啓発助成金】 | | | | l . | 1 | | 1 | | | | l | | | | 1 | | | | | l . | 1 | | |
| | 職員の自己啓発意欲を喚起するとと もに、人材育成を図り、もって勤務 能率の向上に寄与する。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (研修 受講料) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (職員支援 サイトへ の掲載) |
| 3 | 区民部(補助金数1件) | 1. | | | l. | | | 1 | | 1 | | l | | | | | | | 1 | | l. | | | |
| | 【No. 10 納税貯蓄組合連 | 合会補 | 助金 |] | T | 1 | | | | | | T | | | | T T | | | | | T | | | |
| | 練馬区内の納税貯蓄組合連合会の納税推進に関する事業に対する補助として。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | 運営費 | 無 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (団体へ 連絡) |

| | * # P W | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 「確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--|------|------|----|------------|----|-----|------------|----------|-----|---------------------|-----------|------|-------------|-------------------------|------------|------------|------|------|------------|-------|----|----|-------------------------------------|
| | 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出 期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | | 加算 | 方法 |
| 4 | 産業地域振興部(補助金 | ·数37 | 件) | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【No.11 公衆浴場季節 | 事業等 | 補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 練馬区内の公衆浴場業者が行う伝統的風習 行事等である季節事業に対し、区がその費 用の一部を補助し、区がその費用の一部を 補助し、公衆浴場利用の喚起を図るととも に、地域住民のコミュニティ形成の促進に 寄与することを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 渊 | その他 (営業経費) | 無 | 無 | 無 | その他 (請求時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | その他 (団体へ 直接説明) |
| | 【No.12 公衆浴場施設設 | 備改善 | 事業 | 補助 | 金】 | | | | I | | | | | | | | | | | | I | | | |
| | 自家風呂設置者の増加による公衆浴場経営に及ぼす影響を考慮し、公衆浴場施設設備の改善、近代化に必要な費用の一部を助成することにより、公衆浴場の経営の安定と振興を図り、もって区内の公衆衛生を確保し、増進することを目的とする。 | その他 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | その他 (工事費用) | 有 | 無 | 無 | その他 (請求時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (支部長に 説明) |
| | 【No.13 燃料費助成金】 | | | | 1 | 1 | | | <u> </u> | | | | | I | | | | | | ı | I. | | | |
| | 練馬区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費の一部を助成することにより、経営の安定化に資するとともに、公衆浴場の転廃業を防止し、区民の利便性と保健衛生の向上に寄与することを目的としている。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (燃料費) | 有 | 無 | 無 | その他 ^(年2回) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | その他 (支部長 に案内) |
| | 【No. 14 トライアル雇用 | 充実助 | 成金 | :] | 1 | 1 | | | 1 | | | | 1 | I | | | | | | 1 | l. | | | |
| | 国のトライアル雇用事業を行う区内事業所 に対し、当該トライアル雇用に係る負担の 一部を助成することにより、若年者や中高 年齢者等の正規就労を促進する。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | _ | 無 | 無 | その他 ^(申請時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP その他 (出張 相談等) |
| | 【No.15 ホームページ作 | 成補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区内の中小企業、商店会等が、ホームページを作成する場合に、その経費の一部を補助することによりインターネットを活用した情報化を積極的に支援し、地域産業の振興に寄与すること | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (旧作成 委託費) | 有 | 有 | 無 | その他 ^(随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載) |

| | 補助金 | 交付 | 審杳 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|-----|------|----|-------------|----|-----|------------|----------|-----|------------------------------|-----------|------|-------------|-------------|------------|-----------|------|------|------------|-----|----|----|-------------------------------------|
| 交付目的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 16 見本市等出展支 | 援事業 | 補助 | 金】 | | | | ' | | | | | | | | | | | | | | | , | |
| 区内の製造業者およびその団体に対し、見本市等に出展する経費の一部を補助することにより、見本市等の出展を通じて区内製造業者の販路拡大および自立的発展を図る。 | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (会場 使用料等) | 有 | 有 | 無 | その他 (随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載) |
| 【No. 17 ISO認証取得: | 支援事 | 業補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際標準化機構 (ISO) が定めた 規格の認証取得を予定している練馬 区内の中小企業者に対し、その経費 の一部を補助することにより、区内 事業所による認証取得への取組を促 進し、区内中小企業者の競争力およ び経営基盤の強化を図る。 | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (コンサル 派遣経費等) | 有 | 有 | 無 | その他(随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (練馬産業 情報に 掲載) |
| 【No.18 経営者・後継者 | 育成研 | 修補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区内の中小企業の経営者または後継者等が、経営の向上に資する研修を受講する場合に、その経費の一部を補助することにより、意欲のある次世代経営者の育成を図り、もって区内の中小企業の振興に寄与すること | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ていない | 無 | 高い | 適切 | 必要 ない | 有 | その他 (入学金、 受講料、 教材費) | 有 | 有 | 無 | その他 (随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (チラシ) |
| 【No.19 練馬漬物物産展 | 事業補 | 助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬の伝統的産物である漬物の展示・即売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (会場 設営費等) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (対象団体 にのみ 周知) |
| 【No. 20 異業種交流補助: | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ı | |
| 新製品・新技術の開発を目的として、区内中小企業が個々の保有する技術・情報・人材などを相互活用する企業間交流活動に対して、練馬区が支援することにより中小企業の活性化を図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (謝金、 委託費等) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 概算 | 無 | 区報・HP その他 (チラシ) |

| | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|-----|------|----|------------|-----|-----|------------|--------------|-----|-------------------------------|-----------|------|-------------|------------------------------|------------|------------|------|---|------------|-------|----|----|--------------------------------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | | 方法 |
| 【No. 21 生鮮食料品共同 | 販売事 | 業補 | 助金 |] | 1 | | | | | | | | | | | l. | 1 | | | l. | | | |
| 生鮮食料品取扱店が加盟する各小売店商業 団体が自主的に行う生鮮食料品共同販売事 業に対し区が支援を行い、その組織化およ び協業化を促進し、健全な経営基盤の発展 に寄与することを図り、区民により良い生 鮮食料品を提供する。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他(仕入費、消耗品費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年4回以上 | 確定 | 無 | その他 (対象団体 のみに周 知) |
| 【No. 22 創業支援貨付利· | 子補給 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業資金の融資あっせんを金融機関に行うことにより、区内中小企業者の経営の安定と維持改善を図り、もって練馬区の産業の振興発展に寄与する。 | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (設備資金等 の利息の一 部) | 有 | 有 | 無 | 毎月 その他 ^(随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (取扱金融 機関を通 して) |
| 【No. 23 優良種子助成金】 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | l | | | | l | | | |
| 優良種子の導入を援助することにより、優 良品種の普及および品種、規格の統一を促 進し、区内野菜生産者の生産意欲の向上お よび農業経営の安定を図るとともに、質の よい練馬区産農産物を区内消費者に還元す る。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 少ない | 必要だが見直し要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 24 土壌改良・病害 | 防止助 | 成金 |] | | | | | | | | | | | | l | ı | | | | ı | | | |
| 連作等により病害にかかりやすく、やせた 農地の土壌を回復し、病害を防止するため にかかった経費の一部を助成ことにより、 区内野菜生産者の生産意欲の向上と農業経 営の安定を図るとともに、質のよい農産物 を区内消費者に確保する。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | - | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 25 練馬大根伝来種 | 保存事 | 業施 | 設整 | 備費等 | 手補貝 | 力金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区の代表的な地場農産物である練馬大根の 伝来種の保存事業において、農作業施設の 整備等に要する経費を補助することによ り、伝来種を安定的に増産し、伝来種で生 産した練馬大根および当該大根を加工した 沢庵漬けを広く消費者に還元し、もって地 場農産物の育成およびブランド化を図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^{(施設} 整備費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 文書配布 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | | 審査基準 | 評価等 | | | | | | | | 履行確認 | | | | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 | |
|--|---|----|------|------------|----|-----|------------|----------|-----|-------------------------------|-----------|------|-------------|----------|------------|-----------|------|---|----|-----|----|----|-------------|
| | 構成 | | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 26 金子ゴールデンビール麦ブランド化推進事業助成金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京あおば農業協同組合が実施する国産 ビール表「金子ゴールデン」を使用した ビールの製品化に係る事業に対し、その 費の一部を助成することにより、高付加 値の地場農産物加工品を区内消費者に還 し、もって地場農産物の育成およびブラ ド化を図る。 | 経 価 区単独 元 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会文書配布 |
| 【No. 27 生産緑地保全整備事業補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生産緑地の保全整備を行う事業に し、その経費の一部を補助するこ により、農業経営の安定および都可 と調和のとれた農業の確立を図る。 | 2 展 2 世 3 世 3 世 3 世 3 世 3 世 3 世 3 世 3 世 3 世 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 渊 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 28 都市型農業経営支援事業補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区において多様化する区民ニーズに応えながら、都市にある農地の機能を最大限に発揮した創意工夫のある農業経営を支援することにより、都市農業の担い手を育成し、「民と農業者にとって魅力ある都市」業経営の実現を図る。 | か の その他 区 | 団体 | 有 | 上がっている | 有 | 高い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 ^{(施設} 整備費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会文書配布 |
| 【No. 29 農業体験農園管理運営費補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区民が余暇活動としての農作業等 行うための農業体験農園を整備し、 健康的でゆとりのある生活に資す とともに、良好な都市環境の形成。 農地の保全を図る。 | 5 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 画 | 適切 | 必要 | 渊 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 30 農業体験農園施設整備費補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区民が余暇活動としての農作業等を 行うための農業体験農園を整備し、 健康的でゆとりのある生活に資すを とともに、良好な都市環境の形成な 農地の保全を図る。 | 5 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^{(施設} 整備費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会文書配布 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|--------|----|----|------------|----|-----|------------|----------|-----|--------------------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|-----------|------|------|------------|-------|----|----|----------------|
| У 19 В 19 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.31 商工業団体振興 | 補助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区商店街連合会が行う事業を支援することにより、区内商店会活動 の充実を図り、区内商業の振興発展 に寄与する。 | 区単独 | 団体 | ı | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (運営費・事 業費) | 無 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年4回以上 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.31-2 商工業団体振 | 興補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (社)練馬産業連合会が行う事業に対し、その経費を一部補助することにより。事業活動の充実を図り、区内産業の振興発展に寄与する。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (団体ニュー スの発行) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (直接団体 へ案内) |
| 【No.31-3 商工業団体振 | 興補助 | 金】 | | L | | | | <u> </u> | | | | | | | | <u>I</u> | | | | I | | | |
| 練馬区商店街振興組合連合会が行う 事業に対して、その経費の一部を補 助することにより、商店会活動の充 実を図り、区内商業の振興発展に寄 与する。 | 区単独 | 団体 | 1 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (事業費) | 渊 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年4回以上 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.32 いきいき商店街 | 支援事 | 業補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | l | l . | | | , | |
| 商店会が実施する工夫とアイデアが 活かされた事業を支援することにより、活気ある魅力的な商店街づくり を促進する。 | 区単独区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (事業費) | 有 | 有 | 有 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 有 | 文書配布 |
| 【No.33 商店街共同施設 | 維持管 | 理費 | 補助 | 金】 | 1 | | | | | | | | | | | | | | ı | | | | |
| 商店街が保有する共同施設の維持管理に係る経費について、区が経費の一部を補助することにより、快適な商店街環境の維持につとめ、もって商店街通行者の安全確保と区内商業の活性化に寄与することを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (電気料、修 繕・維持管 理費用) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

| | | | | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | |
|---|--------|------|----|------------|-------------|-----|------------|-------------|-----|-------------------------|-----------|------|-------------|------------------------------|-------------------|---------------------------------------|------|------|---------|-----|----------|----|---------------|
| * + P # | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | H 1 11mm 12 | | | | | | | 71271 | , ,,,,,,,, | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
| 交付目的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.34 にぎわい商店街 | 支援事 | 業補 | 助金 |] | | | | | | | | l l | | | | | | | 1 | | <u> </u> | | |
| 練馬区内の商店会が主体となって実施する各種の催事、朝市、夕市、青空市および売出しを支援することにより、近隣住民を中心とする消費者との交流や商業活動の活性化を促進し、もって区内商業の健全な発展に資する. | 区単独区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 ^(事業費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 文書配布 |
| 【No.35 商店街空き店舗 | 活用産 | 直販 | 売支 | 援事業 | 美補 貝 | 力金】 | | | | | | | , | | | | | | | | | , | |
| 区内の商店街が実施する、商店街に ある空き店舗を活用して産地直送に よる販売等を行う事業を支援するこ とにより、近隣住民を中心とする消 費者との交流や、にぎわいと活気の ある魅力的な商店街づくりを促進 し、もって区内商店街の活性化に寄 与する。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (事業費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 文書配布 |
| 【No.36 商店街振興組合 | 事業運 | 営補 | 助金 |] | | | | l . | I | | | | | | 1 | | | | 1 | I | | | |
| 商店街振興組合の事業運営に要する 経費を支援することにより、振興組 合の健全な発展を図る。 | 区単独 | 団体 | _ | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | その他 (報告書無) | _ | _ | | _ | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.37 活力ある商店街: | づくり | 補助 | 金】 | | | | | | | | | · | | | | | | | | | | , | |
| 練馬区商店街連合会に支援することにより、にぎわいと活力ある魅力的な商店街づくりを促進し、区内商店街の活性化に寄与する。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 渊 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.38 商店街空き店舗。 | 入居促 | 進補 | 助金 |] | | | | | | | | | - | | | | | | | | . ' | | |
| 新規起業者や商店街に不足する業種 などの出店を促進し、商店街に発生 した空き店舗の解消を図り、商業集 積である商店街の賑わいを回復す る。 | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (改修費、 賃借料) | 有 | 有 | 無 | その他 (工事終了 後・賃借支 払後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 介確認 | | | | 交付 | | 違約 | 周知 |
|--|-----|----|----|------------|----|-----|------------|-----|-----|-------------------------|-----------|----------|-------------|--------------------|------------|------------|------|---|---|-----------|----|----|----------------------------------|
| 交 (1) 日 (1) | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | | | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.39 練馬アニメーシ | ョン協 | 議会 | 事業 | 補助金 | È] | | | | | | | | | | | | | | | | | ı. | |
| 練馬区内のアニメーション関連企業が組織する練馬アニメーション協議会が実施する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、練馬区のアニメーション産業の振興を図るとともに、「アニメのまち 練馬区」を区内、さらに国内外に広くPRし、新しいビジネスモデルの構築と国際的レベルでの販路拡大などアニメーション協議会の事業活動の促進に資することを目的とする。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (出展料等) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年2回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No.40 練馬まつり補助 | 金】 | | | " | | | | | | | | | , | | | | | | 1 | | | l | |
| まつり事業 (練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。)を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会(以下「対象団体」という。)に対し、練馬区(以下「区」という。)が補助金の交付等の補助を行うことにより。)の事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No.41 照姫まつり補助 | 金】 | | | ' | | | | | | | | <u> </u> | , | | | | | | | | | , | |
| まつり事業(練馬まつり事業および照姫まつり事業をいう。)を主催する練馬まつり実行委員会および照姫まつり実行委員会(以下「対象団体という。)に対し、練馬区(以下「区」という。)が補助金の交付等の補助を行うことにより。この事業の継続的開催を支援し、当該事業を通じた地域住民の相互交流の促進、地域のにぎわいの創出に寄与することを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 42 地区祭補助金】 | | , | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区祭実行委員会(青少年育成地区委員会、町会および自治会等が中心となり構成される)が開催する地区祭に対し必要な補助を行うことにより、地域の活性化、ふるさと意識の醸成を図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (事業費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 |
| 【No.43 町会・自治会掲 | 示板設 | 置等 | 補助 | 金】 | | | | | _ | | | | | | | | | | | | | | |
| 町会・自治会が設置し、または管理する掲示板の新設もしくは建替えまたは修繕に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉増進と地域活動の活性化を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (掲示板新設 等経費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | _ (随時) | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット) |

| | | 1001.4 | 1.71 | | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 1.71 | 1.11 | · · · · · | |
|---|--|--------|------|----|------------|----|-----|------------|--------------|-----|--------------------|-----------|----------|-------------|-----------------------|-------------------|------------|------|---|------------|-----------|------|-----------|----------------------------------|
| | 交 付 目 的 | 補助金構成 | | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 交付 回数 | 支払方法 | 違約 加算 | 周知 方法 |
| | 【No.44 自治活動推進協: | カ費】 | | I | | | | | | | | | <u> </u> | | | | | | | | | | | |
| | 町会または自治会の自主的な活動に 対して協力費を交付することによ り、町会等の活動の推進を図り、 もって地域の活性化の向上を図るこ とを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 無 | 有 | 無 | その他 (町会等決算 確定後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット) |
| | 【No.45 施設利用補助金】 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 旅館、ホテルおよび民宿を区民保養施設として指定し、区民の利用に供することにより、区民の健康増進に資することを目的とする。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 有 | その他 (施設 利用料) | 有 | 有 | 有 | 毎月 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回 以上 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・PR |
| | 【No.46 指定葬儀場使用 | 料助成 | 金】 | | I | | l | l | I | | | l | | | l | ı | ı | | | | | | | |
| | 区が通夜・葬儀の場所として指定した施設を区民が利用した場合に、使用料助成金を補助することにより、区民サービスの向上を図る。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (会場 使用料) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP その他 (パンフレット) |
| | 【No. 47 町会・自治会施 | 设建設 | 等補 | 助金 |] | | | | | 1 | | | | | I | | | | | | | | | |
| | 町会または自治会が町会会館など自主的な活動を行うための施設を新築、建替えまたは購入もしくは増築、改修または修繕する場合に、町会等に対して施設の建設等により、経費の一部を補助することにより、地域住民の相互交流および自主的な活動の場を確保し、区民生活の向上を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (建設等 経費) | 有 | 有 | 無 | その他 (工事 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP その他 (パンフレット) |
| 5 | 福祉部(補助金数38件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【No.48 保護司会補助金】 |] | | I | | | T | T | | | | T | 1 | | | T | T | | | T | | | | |
| | 事業経費の一部を補助することにより、犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全および住民福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | 運営費 | 無 | 無 | 無 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額と 内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

| 办 | 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--|----------------|------|----|------------|----|-----|------------|-----|-----|------------|-----------|------|-------------|------------------------|-------------------|---------------------------------------|------|------|------------|-----------|----|----|---------------------|
| | 19 Н Н9 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 49 | 後見人等謝礼補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | " | | | | | | | | | | |
| | 下した認知症高齢者、 情神障害者等の権利擁 | その他 (都100%) | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | _ | 無 | 無 | その他 ^(随時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (後見人に 説明) |
| 【No. 50 | 権利擁護センタ | 一運営 | 補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利擁護事業担付属機関であた。 情調整委員事を センター「ほの業務を分担 | 祉協議会の地域福祉権 当部署に、練馬区長の る保健福祉サービス苦 務局を置き、権利擁護 っとことによって。利用 は関連ないでは、 は関連などのは、 は関連などのは、 は関連などの、 は関連など、 は関連などの、 は関連などの、 は関連などの、 は関連などの、 は関連なと と は関連なと は と は は と は は は と は と は と は と は と と は と | その他 (都100%) | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | 文書配布 |
| 【No. 51 | 中国残留邦人等 | 地域生 | 活支 | 援事 | 業補助 | 力金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施することは中国残留邦人会 | 等に対する支援事業を により、永住帰国した 等の地域社会における よび生活の安定を図る する。 | その他 (国100%) | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 低い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | その他 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年2回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 52 | 相談情報ひろば | 事業助 | 成金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どの相談に応 | ・障害者・子育て家庭な じ、必要な場所を提供 交流を深めること | その他 (都100%) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 有 | 毎月 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年4回 以上 | 概算 | 有 | 文書配布 |
| 【No. 53 | 非営利地域福祉 | 活動補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | |
| る民間の団体に 助等、活動を 区民の互助に ス等の振興を | の福祉活動を行ってい に対し、経費の一部補 支援することにより、 基づく在宅福祉サービ 図り、もって地域福祉 展に資することを目的 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 有 | その他 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年2回 | 概算 | 無 | 文書配布 区報・HP |

| | ı | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
|--|-----|----|----|------------|-----|------|------------|------|-----|--------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|---|------------|-----|--------|----------|----------------------|
| * # B # | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.54 地域福祉普及啓 | 発活動 | 補助 | 金】 | l | 1 | | | l. | | | | | | | | l | | | | L | | | |
| 地域の団体が実施する地域福祉普及啓発活動に対して経費の一部を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 | 区·都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 区報・HP |
| 【No.55 福祉のまちづく | りパー | トナ | ーシ | ップロ | 区民活 | 5動支 | 援事業 | 助成金 | | | | | | | 1 | | | | | | | <u> </u> | |
| 「練馬区福祉のまちづくり総合計画」の基本方針等に沿った活動および整備に関する提案を公募し、区民自らが主体となって行う企画提案の実施を支援することにより、福祉のまちづくりの推進と福祉の向上に寄与する。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | その他 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 一部確定概算 | 有 | 説明会 文書配布 区報・HP |
| 【No.56 練馬区立特別養 | 獲老人 | ホー | ム等 | 福祉+ | ナーヒ | ごス第 | 三者評 | 価受審 | 費用 | 助成金】 | | | | | 1 | | | | | | | <u>'</u> | |
| 区立特別養護老人ホーム、デイサービスセンターおよび経費老人ホームを運営している事業者が、福祉サービス第三者評価を受審する際に要する費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を定着させ、利用者本位の福祉の実現を図る。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受審費用) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | その他 (周知無) |
| 【No. 57 介護人材育成・ | 研修セ | ンタ | 一運 | 営費ネ | 甫助会 | と(相談 | 支援 | 事業経費 | 貴を防 | ₹ <)] | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内の介護サービス事業者における、 専門性を持った介護者の育成と人材確保の 支援を目的として、社会福祉法人社会福祉 事業団が設立する練馬介護人材育成・研修 センターの運営に対し、補助金を交付する ことにより、区民に対する良質な介護サー ビスの安定的な提供の確保を図ることを目 的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 57-2 介護人材育成 | ▪研修 | セン | ター | ·運営費 | 貴補貝 | 力金(| 相談支 | 援事業 | 経費 |] | | | | | , | | | | | | | | |
| 練馬区内の介護サービス事業者における、 専門性を持った介護者の育成と人材確保の 支援を目的として、社会福祉法人社会福祉 事業団が設立する練馬介護人材育成・研修 センターの運営に対し、補助金を交付する ことにより、区民に対する良質な介護サー ビスの安定的な提供の確保を図ることを目 的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|---------------------|-----|----|------------|------------|-----|------------|-----|-----|--------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|----------|------|---|------------|-------|----------|----|---------------|
| 交 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 58 高齢者就業・ | 土会参加 | 支援 | 事業 | 補助金 | È] | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | I | | | l . | 1 | | | |
| 社団法人練馬区シルバー人材センターが運営するアクティブシニアラ接室の高齢者就業・社会参加支援事業について、経費を補助することにより、地域の高齢者の就業機会の創出および多様な働き方の支援を図ることを目的とする。 | 』 ニ 区・都 川 | 団体 | 有 | 上がっている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | その他 | 守られ ている | | 渊 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | その他(対象団体のみ通知) |
| 【No.59 家賃等補助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅に困窮している高齢者に、公言 住宅への転居が決まるまでに、一気 の水準を確保した居室を提供する。 | | 個人 | 無 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (賃貸借 経費) | 有 | 無 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 区報・HP |
| 【No. 60 介護老人福祉抗 | 拖設等施 | 設整 | 備費 | 補助金 | È] | | | | | | | | | | | | | I | L | | <u> </u> | | |
| 社会福祉法人が特別養護老人ホーム等を建設する際の建設費の一部および福祉医療機構から借入れた資金の 償還費の一部を助成する。 | - C H 744 | 団体 | 有 | 上がっ ている | _ | _ | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.61 地域密着型サ- | -ビス拠 | 点等 | 整備 | 費補即 | 力金】 | | | I | | | | | | | 1 | I | | | | I | | | |
| 地域密着型サービス拠点等を整備でる事業者に対して、整備費の一部を助成することにより、区の公的介証を等の整備事業を推進し、高齢を福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 達 その他 | 団体 | 有 | _ | 無 | 1 | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.62 認知症高齢者: | ブルーフ | ゚ホー | ム整 | 備費剤 | 甫助슄 | È] | | ı | ı | | | | | | | ı | | | 1 | ı | | | |
| 地域密着型サービス拠点等を整備でる事業者に対して、整備費の一部者助成することにより、区の高齢者を 社の向上に寄与することを目的とする。 | : i その他 | 団体 | 有 | _ | 無 | _ | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |

| 交 付 目 的 | 補助金 | | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近 確認 | | | | 交付 | 支払 | | 周知 |
|--|-------|----|----|------------|-----------|------------|------------|-----|-----|-------------------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|-------------|------|---|------------|-------|----|----|-------|
| 久 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 63 夜間対応型訪問: | 介護事 | 業に | 係る | 設備基 | Ě備 | 費補助: | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型サービス拠点等を整備する事業者に対して、夜間対応型訪問介護事業の拠点のオペレーションセンターの設備整備の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。 | その他 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | ı | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No. 64 夜間対応型訪問 | 介護事 | 業所 | およ | び小規 | 見模多 | B機能 | 型居宅 | 介護拠 | L点の | 開所初年 | Fに係 | る設値 | 備整備 | 費補助 | 金】 | | | | | | ' | · | |
| 練馬区夜間対応型訪問介護事業所および小規模多機能型居宅介護拠点の事業を行う事業者に対して、拠点の開所初年に係る設備整備費の一部を助成することにより、区の公的介護施設等の整備事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。 | その他 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | _ | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.65 施設開設準備経 | 費補助 | 金】 | | | , | | | | | | | , | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型サービス拠点等を整備する事業 者に対して、開設時から安定した質の高い サービスを提供できるようにするため、拠 点の開設準備に要する費用の一部を助成す ることにより、区の公的介護施設等の整備 事業を推進し、高齢者福祉の向上に寄与す ることを目的とする。 | その他 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 1 | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | _ | 有 | 無 | - | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.66 介護老人保健施 | 設施設 | 整備 | 費補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | I | | | |
| 医療法人等が介護老人保健施設を建設する際の建設費の一部を年度ごとの工事出来高に応じて助成する。 | 区単独 | 団体 | 有 | _ | 無 | | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^{(施設} 整備費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | _ | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.67 老人クラブ連合: | 会補助 | 金】 | 1 | <u> </u> | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する 指導事業および高齢者の幅広い社会活動促 進のための諸事業を行っている。練馬区老 人クラブ連合会が行う活動に対し、その事 業費の一部を助成することにより、その円 滑な執行に寄与することを目的とする。 | 区・都・国 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

| | 補助金 | 交付 | 審杳 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近 確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|----------------|----|----|------------|----|------|------------|--------------|-----|---------------|------------|------|-------------|----------|------------|-------------|------|------|------------|-------|----|----|---------------|
| 交付目的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | | 方法 |
| 【No. 67-2 寿文化祭運営 | 費補助 | 金】 | | l . | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | I | | | |
| 練馬区老人クラブ連合会は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する 指導事業および高齢者の幅広い社会活動促 進のための諸事業を行っている。練馬区老 人クラブ連合会が行う活動に対し、その事 業費の一部を助成することにより、その円 滑な執行に寄与することを目的とする。 | 区・都・国 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.68 老人クラブ補助: | 金】 | 1 | | | | | | | | | | | l | | | | | I. | 1 | | | | |
| 老人クラブは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として結成している。老人クラブの活動に対して、その事業費を助成し、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。 | 区・都・国 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会文書配布 |
| 【No.69 高齢者サークル | 助成金 |] | | l | | | | | | | | | l | | | | | | | | | | |
| 練馬区内の高齢者サークルの活動を社会還元する事業に助成することにより、高齢者が社会とのつながりを深め、いきがいをもっていきいきと過ごすために、社会参加やボランティア活動を促進し高齢者の福祉の向上に寄与すること | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 区報・HP |
| 【No.70 介護支援専門員 | 資格更 | 新研 | 修費 | 補助金 | È] | | | | | | | | | | | | | | | | | ı. | |
| 練馬区内に存する介護サービス事務所に勤務する介護支援専門員の資格更新に係る経費の一部を助成することにより、介護支援専門員の維持・確保を図る。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受講費用) | 無 | 無 | 無 | その他 | 守られ ている | 総額 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.71 福祉サービス第 | 三者評 | 価受 | 審費 | 用助原 | 戈金 | (認知) | 症高齢 | 者グル | ノープ | ホーム | 手)】 | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため | その他 (都100%) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受審費用) | 有 | 無 | 無 | その他 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 有 | 文書配布 区報・HP |

| | 補助金 | 交付 | 審杳 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 介確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|-----------|----|----|-------------|-----|--------------|------------|-----|-----|------------------------|------------|------|-------------|----------|-----------------------|------------|------|------|------------|-----|----|----|-------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.71-2 福祉サービス: | 第三者 | 評価 | 受審 | 費用即 | 力成金 | 注(障 | 害者在 | 宅系サ | ービ | ス等)】 | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の福祉の実現を図るため | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ていない | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受審費用) | 有 | 無 | 無 | その他 | - (実績 無のた め) | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 |
| 【No.71-3 福祉サービス | 第三者 | 評価 | 受審 | 費用即 | 力成金 |) (私 | 立認可 | 保育所 | ·] | ※所管部 | 『は児 | 童青 | 少年部 | 3 | 1 | | | | | | | | |
| 福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の 福祉の実現を図るため | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受審費用) | 有 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 文書配布 |
| 【No.71-4 福祉サービス | 第三者 | 評価 | 受審 | 費用即 | 力成金 |) (認 | 証保育 | 所)】 | ※所 | 管部は児 | 記童青· | 少年 | 部 | I | 1 | | | | | | | | |
| 福祉サービス第三者評価の受審を普及、定着させ、もって利用者本位の 福祉の実現を図るため | その他 (都単独) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (受審費用) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 文書配布 |
| 【No.72 生計困難者に対 | する利 | 用者 | 負担 | 軽減即 | 力成書 | 赴(社 : | 会福祉 | 法人等 |)] | | | | | <u> </u> | 1 | | | | | | | | |
| 低所得で特に生計が困難であると保 険者が認定した者に対し、サービス を提供する社会福祉法人が利用者負 担額を軽減した場合に、それによっ て生じた法人負担分について補助を 行う。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業者負担 の超過分) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No.73 生計困難者に対 | する利 | 用者 | 負担 | 軽減即 | 力成書 | 慢(介 | 護保険 | サービ | ス提 | 供事業者 | 首)】 | | | ı | 1 | | | | | | | | |
| 低所得で特に生計が困難であると保 険者が認定した者に対し、サービス を提供する法人が利用者負担額を軽 減した場合に、それによって生じた 法人負担分について補助を行う。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業者負担 の超過分) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 文書配布 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|-----|----|----|------------|------------|------------------|------------|-----|-----|----------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|---------|------------|-----|----|----|-------------------------|
| 交 刊 日 时 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地 調査 書 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 74 福祉団体運営費 | 補助金 | (練 | 馬区 | 肢体を | 下自由 | 月児者: | 父母の | 会)】 | | | | | | | | | | | | | , | , | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-2 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 区身体 | 本障害 | 子 者福 | 祉協会 |)] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-3 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 区難耶 | 恵児者 | 者を持 [・] | つ親の | 会)】 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-4 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 区聴算 | 党障害 | 言者協: | 会)】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-5 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 区視算 | 党障害 | 言者福: | 祉協会 |)] | | | l | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 ^(周知無) |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 丁確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|-----|----|-----|------------|-----|--------------|------------|-------------|----------|----------|-----------|----------|-------------|----------|------------|------------|--|------|------------|-----|----|----------|-------------------------|
| 交 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.74-6 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 手をつ | つなく | ҉親の | 会)】 | | | | l. | " 1 | | | 1 | | " | 1 | | | | , | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-7 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 練馬 | 障害 | 当を持 | 持つ親 | の会) |] | | | I | <u> </u> | | | | | 1 | | | | | <u>J</u> | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 ^(周知無) |
| 【No. 74-8 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| 被爆 | 者練馬 | 馬の会 | È)] | | - | | | l | <u> </u> | | | | | <u> </u> | | | | | <u>J</u> | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-9 福祉団体運営 | 費補助 | 金(| ΝP | O法人 | 人練馬 | 騎精神 | 障害者 | 家族会 | <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | - | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No. 74-10 福祉団体運営 | 費補助 | 助金 | (練, | 馬区介 | 護人 | 派遣も | 2ンタ- | -)] | | I. | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者福祉の向上などを目的とした 団体の運営費の一部を助成すること により、福祉団体の発展を図る。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | | 年1回 | 概算 | 無 | その他 ^(周知無) |

| * 4 P * | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 作確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|-----------------------|------|----|------------|-----|------|------------|--------------|-----|---------------------------|-----------|------|---------|--------------------|------------|------------|------|----------|------------|-------|--|----|-------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェックリスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地 調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | | 方法 |
| 【No.75 精神障害回復途 | 上者通 | 所訓 | 練事 | 業運営 | 営費補 | 前助金】 | | | | | | | | | <u>I</u> | | | | <u>I</u> | l | | | |
| 精神障害回復途上者通所訓練事業を行う団体に対し事業に要する経費の一部を補助することにより安定した事業運営を支援し、障害者の日中活動の場を確保、精神障害回復途上者の社会復帰の促進を図る。 | 区単独区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 一部確定 | 有 | 説明会 文書配布 |
| 【No.76 精神障害回復途 | 上者通 | 所訓 | 練事 | 業に係 | 系る道 | 通所者: | 交通費 | 助成金 | | | | | | | 1 | | | | ļ | | | 1 | |
| 事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 (通所者 交通費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 77 障害者グループ | ホーム | 整備 | 費補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | l | | | l | |
| 障害者の地域における居住の場の整備対策として、グループホーム等の施設整備に要する経費を補助し、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。 | 区・都 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 78 障害者グループ | ホーム | 等防 | 火設 | 備整備 | 構費 | 献助金】 | | | | | | , | | | | | | | | | ' | ' | |
| 障害者グループホーム等を運営する 法人に対し、スプリンクラー等の防 火設備設置に係る経費の補助を行う ことで、消防法により義務付けられ た防火設備の設置を促進し、グルー プホーム等利用者の安全な生活を確 保することを目的とする。 | 区・都 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (スプリンクラー 設備等経費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | _ | 総額 と内訳 | 有 | _ | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 79 新体系移行支援 | 事業運 | 営費 | 補助 | 金】 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| 障害者自立支援法に規定する新事業 体系へ移行した事業所に対し運営に 要する費用の一部を補助することに より、利用者の福祉の向上を図る。 | 区単独 その他 (都100%) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 一部確定 | 有 | 説明会 文書配布 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|-----|------------|----|-------------|-------------|------------|------------|--------------|-----|---------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|------------|------|---|------------|-----------|----|----|---------------------------------|
| 交 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.80 新体系移行支援 | 事業に | 係る | 通所 | 者交通 | 通費 衫 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所に通所する障害者の負担を軽減し、定期的・継続的に通所できるようにするため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (通所者 交通費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回 以上 | 確定 | 無 | 説明会文書配布 |
| 【No.81 障害者短期入所 | (ショ | − ト | ステ | イ) | 事業原 | 斤整備 | 費補助 | 金】 | | | | - | | | - | | | | | | | | |
| 障害者の在宅サービスの充実に必要な整備対策の一環として、短期入所(ショートステイ)事業所を設置する場合、その施設整備等に要する経費に対して、補助することで、障害者の地域での自立生活の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がって いない | 無 | 低い | 適切 | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (施設 整備費) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 完了時) | _ | 総額 と内訳 | 有 | _ | _ | - | 確定 | 有 | 説明会文書配布 |
| 【No.82 グループホーム | 等運営 | 費助 | 成金 |] | | I | I | | | | I | | | | " | | | | | | | | |
| 共同生活および共同生活援助を行う 事業所の安定的な運営を図り、もっ て障害者の地域社会における自立生 活を支援するため | 区・都 | 団体 | 有 | 上がって いない | 無 | 低い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | その他 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 |
| 【No.83 自己所有電話基 | 本料金 | 等助 | 成費 | :] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在宅の重度身体障害者に対する電話 料金等の助成を行うことにより、障 害者の福祉の増進を図るため | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (基本 料金等) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年3回 | 確定 | 無 | 区報・HP |
| 【No.84 障害者施設整備 | 費補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人が知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等を整備するにあたり、練馬区が補助を行うことにより障害者福祉の向上を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (用地取得費 等) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | その他 ^(相談時に 案内) |

| 交 付 目 的 | 補助金 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 丁確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|---------------|-----|------------|-----|------|------------|----------|-----|------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|---|------|------------|-------|----|----|-------------------|
| 交 10 日 10 | 構成対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | | 方法 |
| 【No.85 高齢者等世帯家具 | 具転倒防止 | 器具 | 等設置 | 置費補 | 助金 |] | I | | | | | | I | 1 | l . | • | | | | | | |
| ひとりぐらし高齢者や心身障害者等の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付費を助成することによって、地震等による家具の転倒を防ぎ、当該高齢者や心身障害者の安全を図る。 | 区・都 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (工事費) | 有 | 有 | 有 | 毎月 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |
| 6 健康部(補助金数5件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【No.86 マンモグラフィ | 幾器購入費 | 補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社団法人練馬区医師会が、マンモグラフィを購入するに際し、その費用を補助することにより、練馬区の乳がん検診の充実を図ることを目的とする。 | 区単独 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 (購入費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.87 飼い猫の去勢・フ | 不妊手術費 | 助成 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飼い猫に去勢・不妊手術を施すことにより、屋外での繁殖行動をなくし、地域において飼い主のいない猫(野良猫)が増えることを防ぎ、もって地域環境の悪化を防ぐことを目的とする。 | 区単独 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (手術料金) | 有 | 無 | 無 | 毎月 | 守られ ている | 総額 | 無 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 区報・HP |
| 【No.88 地域猫去勢·不好 | 迁手術費助 | 加成金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録ボランティアが自らの管理下に ある飼い主のいない猫(地域猫)の 去勢・不妊手術をする際に、その手 術費用の一部を助成することにより、登録ボランティアの活動を支援 することを目的とする。 | 区単独 団体 | 有 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (手術料金) | 有 | 無 | 無 | 毎月 | 守られ ている | 総額 | 無 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 無 | 区報・HP |
| 【No.89 東京都薬物乱用 | 坊止推進 網 | 馬区 | 地区 | 協議会 | 会事業. | 助成金 |] | | 1 | | | | <u>I</u> | | | | | | | | | |
| 東京都薬物乱用防止推進練馬区地区 協議会が行う事業に要する経費の一 部を助成することにより、区民の覚 せい剤に対する正しい理解と薬物乱 用禍の根絶を図ることを目的とす る。 | 区単独 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (直接連 絡) |

| | 補助金 | 交付 | 審查 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|------|----|----|------------|-------------|------------|------------|----------|----------|---------------------|-----------|------|-------------|-------------|-------------------|------------|--------------|---|------------|-----------|----|----|------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | | 加算 | 方法 |
| 【No.90 ねずみ防除工事 | 費用助 | 成金 | :] | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 介護保険法に基づく要介護または要 支援認定を受けている区民が、区が 指定する事業者によりねずみ防除工 事を行う際に、工事費用の軽減を図 る。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (工事費用) | 有 | 無 | 有 | その他 (随時) | 守られ ている | 総額 | 無 | 無 | _ | 年4回 以上 | 確定 | 無 | 区報・ |
| 地域医療担当部(補助: | 金数 5 | 件) | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | |
| 【No.91 練馬区医師会訪 | 問看護 | ステ | ーシ | ョン | 事業 道 | 運営費 | 補助金 | :] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険法および健康保険法等に基づき、社団法人練馬区医師会が設置する指定訪問看護ステーションの運営に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行および事業の充実を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | _ | 有 | 無 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | その (周知: |
| 【No.92 地域医療推進事 | 業補助 | 金】 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社団法人練馬区医師会が実施する地 域医療推進のための事業に要する経 費の一部を補助することにより、練 馬区の地域医療の充実に資すること を目的とする。 | | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費運営費 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | その(周知 |
| 【No.93 財東京都医療保 | 健協会 | 施設 | 整備 | 資金和 | 引子神 | 甫給金 |] | | | | | | | | | | <u> </u> | | | | 1 | | |
| 医療施設の整備を促進し、地域医療 基盤の充実を図ること | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (利子 補給金) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | その (周知 |
| 【No.94 磁気共鳴画像診 | 断装置 | 設置 | 補助 | 金】 | 1 | 1 | 1 | <u>I</u> | <u> </u> | 1 | <u>I</u> | | <u>I</u> | | 1 | <u>I</u> | | | | | 1 | | |
| 地域の医療健診に係る体制の充実を 図り区民の健康増進に資する。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (機器導入 経費) | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 一部守られていない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | その (周知 |

| | 交 付 目 的 | 補助金 | | | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--|------|------|-----|------------|----|------------|------------|-----|-----|---------------------|-----------|----------|-------------|-----------------------|------------|-----------|------|----------|------------|-----|----|----|----------------------|
| | 2 17 11 17 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出 期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地 調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| | 【No.95 事務所賃借補助 | 金(日 | 本大 | 学医 | 学部作 | 属 | 東馬光 | が丘病 | 院対策 | 費) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日本大学医学部付属練馬光が丘病院 の経営を支援することにより、区民 要望の強い救急医療・小児医療・周 産期医療などの医療環境を維持する こと | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事務所 賃借料) | 有 | 無 | 無 | その他 (請求書、 支払経過) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | その他 (周知無) |
| 8 | 児童青少年部(補助金数 | 枚24件 |) | | | | • | • | | | | • | • | | | | | | | | | | | |
| | 【No.96 母子寡婦福祉連 | 合会に | 対す | る補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 練馬区母子寡婦福祉連合会に対して 事業経費の一部を補助することによ り、母子家庭、寡婦家庭等の福祉向 上などを図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 無 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (該当団体 へ通知) |
| | 【No.97 放課後児童等の | 広場(月 | え間 き | 学童(| 呆育) 事 | 業道 | 運営費 | 補助金 | | , | | , | <u>'</u> | | | | | | | | | | | |
| | 社会福祉法人、特定非営利活動法人 その他の団体で、地域社会において 子育てを支援する事業を実施する団 体が、区内において児童福祉法第6 条の2第2項に規定する放課後児童 健全育成事業その他の地域における 子育て支援に関する事業を実施する にあたり、一定の要件を満たす場合 に、事業が円滑に運営されるように 運営費を助成するもの | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 人件費運営費 | 有 | 有 | 有 | 毎月 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 有 | 有 | 年2回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| | 【No.98 子育て支援情報 | 提供事 | 業補 | 助金 |] | | , | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 子育て支援団体が、子育て支援情報 を提供する事業を行う場合に、経費 の一部を補助することによって、区 民の子育てに関する情報取得を容易 にし、区における子育て支援に資す るため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No.99 民設子育てのひ | ろば事 | 業補 | 助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未就園児のいる子育て家庭の交流を 促進し、区における子育て支援に資 することを目的とする。 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 無 | 区報・HP |

| * H = W | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | : | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--------------|-----|------------|------------|----|-----|------------|-----|-----|------------------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|------|------------|-----|----|----|-------------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 100 私立保育園協会 | 会補助金 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区私立保育園協会の行う研修活動等を奨励し、もって、練馬区における保育事業の振興を図るため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 |
| 【No. 101 一時預かり事業 | 業補助 3 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童および家庭の福祉向上を図るた め | 区・国 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 無 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 有 | 文書配布 |
| 【No. 102 私立保育所年月 | 卡保育 | 事業ネ | 補助₃ | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育に欠ける児童に対して適切な保護を図り、もって児童福祉の向上を図るため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | _ | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 103 私立保育所施語 | 殳整備 資 | 資金和 | 利子神 | 補給金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立保育所の整備拡充を促進し、 もって児童福祉の増進を図るため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(利子) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 104 私立保育所施詞 | 殳整備鄧 | 貴補耳 | 协金】 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | |
| 社会福祉法人が保育所を新設するに あたり、これに要する経費の一部を 練馬区が補助し、児童福祉の向上を 図る。 | 区・都・国 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (建設費等) | 有 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 有 | その他 (個別案 内) |

| * 4 P * | | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--------------|------------------------|-------------|-----|------------|----|-----|------------|-----|-----|---------------|-----------|------|-------------|-----------|-------------------|------------|------|------|------------|-----------------------|----|----|-------------------|
| 交 付 目 的 | | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 105 私立保育 | 所設置 | 促進事 | 事業补 | 甫助3 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 土地・建物を賃借して私立保 設置する事業者に対し、練馬 備等に要する経費の一部を補 る。 | 区が整 | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (建設費等) | 有 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年4回 以上 | 確定 | 有 | その他 (個別案 内) |
| 【No. 106 施設補助 | 金(保 | 育室) |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育室事業の円滑な執行を図 |]るため | その他 ^(財調) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (保険料等) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年2回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 107 認証保育 | 所運営 | 費補郥 | 力金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要保育児童の受け入れ先を確ことにより多様な保育需要へを図り、児童福祉の増進に資とを目的とする。 | の対応 | その他 (財調) | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回 以上 | 確定 | 有 | 説明会文書配布 |
| 【No. 108 認証保育 | 所開設 | 準備等 | 手経 費 | 貴補耳 | 助金】 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 要保育児童の受け入れ先を確ことにより多様な保育需要へを図り、児童福祉の増進に資とを目的とする。 | の対応 | その他 (財調) | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (工事費等) | 有 | 無 | 無 | その他 (申請時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | ー (開設 時に1 度) | 確定 | 有 | 説明会文書配布 |
| 【No. 109 認証保育 | 所学校 | 110番 | 設置 | 経費 | 補助金 | È] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不審者等、非常事態発生時のして、保育所への設置を促進め |)対策と iするた | その他 (都100%) | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (設置経費) | 有 | 無 | 無 | その他 (申請時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | ー (開設 時に1 度) | 確定 | 有 | 説明会文書配布 |

| ÷ (), [] | | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 「確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|--------|------------------------|------|-----|------------|----|-----|------------|-----|-----|----------------------|-----------|------|-------------|------------|------------|------------|------|------|------------|-----------|-----|----|---------------|
| 交 付 目 | 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.110 認証 | 保育所保育 | 料補具 | 力金】 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 認証保育所に在籍する に対して補助金を交付 り、保護者の負担を軽 | することによ | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (保育料) | 有 | 無 | 無 | 四半期に 1回 | 守られ ている | 総額 | 無 | 無 | _ | 年4回 以上 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |
| 【No.111 研修 | 費補助金 | 家庭礼 | 畐祉貞 | 員)】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭福祉員の資質の向 | 上を図るため | その他 (財調) | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (研修費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No.111-2 施 | 設補助金 | 家庭礼 | 畐祉貞 | 員)】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭福祉員事業の円滑ため | な執行を図る | その他 ^(財調) | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (補助員 雇上費等) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No.111-3 共 | 済掛金補助 |]金(🦻 | 家庭礼 | 富祉貞 | 員)】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭福祉員事業の円滑ため | な執行を図る | その他 (財調) | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (共済掛金) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No112 研修3 | 費補助金(| 駅型) |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 1 | | |
| 家庭福祉員および区が の職員の資質の向上を | | 区・都 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (研修費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |

| | 交付 | 目的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|-----------------|---------------|----------------------------------|------|-----|------------|------------|----------|-----|------------|-----|-----|----------------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|------|------------|-------|----|----|-------------|
| | 父 刊 | H #A | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 1 | 12-2 | 施設補助金 | (駅型) |] | I | | I | | | | I | | | | ı | | | | | | I | | 1 | | |
| グループ係 図るため | R 育室事 | 業の円滑な執行を | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (補助員 雇上費等) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 1 | 12-3 | 共済掛金補助 |]金(馬 | 沢型) |] | | <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | I | | | | |
| グループ係 図るため | ? 育室事 | 業の円滑な執行を | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (共済掛金) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 1 | 13 短 | ā期特例保育補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育員およ員の細菌検えで必要な | 食査等、 | の傷害保険、保育 事業を運営するう とるため | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (保険料等) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 説明会 文書配布 |
| 【No. 1 | 14 私 | ム立幼稚園預か | り保育 | 育事訓 | 集費補 | 補助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 護を図り、 | もって信 | こ対して適切な保 保育所等の入所待 園教育の振興を図 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | _ | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年2回 | 概算 | 有 | 文書配布 |
| 【No. 1 | 15 認 | 2定こども園運 | 営費等 | 等補用 | 助金】 | | I | | | | I | | | ı | | | | ı | | | I | ı | | | |
| 就学前の子等の総合的 | 子どもに 内な提供の | 関する教育、保育 D推進を図るため | 区・都 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 無 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回以上 | 確定 | 有 | 文書配布 |

| | 交 付 目 的 | 補助金 | | | | | | | 評価等 | ; | | | | | | 履行 | 介確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | |
|---|--|-----|------|-----|------------|----|-----|------------|-----|-----|---------------------|-----------|------|-------------|--------------------|------------|------------|------|----------|------------|-----------|------|----|------|
| | У 10 д 40 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地 調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| | 【No.116 研修費補助金】 | | | | , | | ' | | | | | | | | I | | | | | | | | | |
| | 青少年育成地区委員会会長および委 員の資質を向上し、青少年の健全育 成活動の振興を図る。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | その他 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No.117 民間遊び場運営 | 費等複 | 甫助3 | 金】 | , | | ' | | | | | | | | I | | | | | | | | | |
| | 民間遊び場の運営および設備に関する経費の補助について必要な事項を定め、民間遊び場の設置の促進および有効かつ適切な活用を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | 人件費 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回 以上 | 一部確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No.118 民間遊び場管理 | 委員会 | 会委員 | 員ボラ | ランテ | ィア | 保険補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 民間遊び場管理委員会委員が活動従 事中に被った事故について補てんす ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (保険料) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| | 【No.119 民間遊び場損害 | 賠償責 | 責任任 | 呆険衤 | 甫助金 |] | " | ı | I | 1 | | l | | | l | I | | 1 | | | | | | |
| | 民間遊び場内で発生した身体傷害事故について法律上の損害賠償責任を補てんする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (保険料) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 9 | 環境部(補助金数9件) | | | | | | | | | | | | l | | | | | | | | | | | |
| | 【No.120 地球温暖化対策 | 小規模 | 莫事美 | 業者月 | 用設備 | 設置 | 補助金 | <u>}</u>] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 練馬区において事業所に高効率給湯器等の省エネルギー設備を設置する事業者に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および事業者の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 | 区・都 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (設備設置 費用) | 有 | 有 | 有 | その他 (設置後 申請) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・田 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|----------------|--------------------|-----|-------------|----|-----|------------|-----|-----|----------------------|-----------|------|-------------|---------------------|------------|----------------|------|---|---------|-----|----|----|---|
| 交刊 日 时 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 121 地球温暖化対策 | 住宅月 | 用設值 | 備設 | 置補助 | 金】 | l | I | | | | | | | | l | I | | | | 1 | | | |
| 練馬区において住宅に太陽光発電設備等の新エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民に対して、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進および区民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 | 区単独区・都 | 個人 | 有 | 上がっている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (設備設置 費用) | 有 | 有 | 有 | その他 (設置後 申請) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 有 | 区報・HP |
| 【No.122 吹付けアスベス | ト等限 | 余去二 | 工事 | 助成金 |] | | | " | | | | | | | | | | | ' | ' | | , | |
| 練馬区内に所在する建築物等の吹付けアスベスト等除去工事に要する費用の一部を助成することにより、建築物等の安全性の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりに役立てることを目的とする。 | その他 (国50%) | 個人団体 | 有 | 上がっ ていない | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (除去・処分 費用) | 無 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 有 | 説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット) |
| 【No. 123 事業所建築物の | アスク | ベス | ト調 | 查 経費 | の助 | 成金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内に存する自らの事業所等の アスベスト調査を行う事業者に対し て、調査に要する費用の一部を助成 することにより、建築物等の安全性 の向上を図り、もって事業者および 区民の健康を確保することを目的と する。 | その他 (国100%) | 個人団体 | 有 | 上がっ ていない | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (調査費用) | 無 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット) |
| 【No.124 建築物アスベス | ト調査 | | 費の国 | 助成金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内に存するアスベスト調査を 行う所有者に対して、調査に要する 費用の一部を助成することにより、 建築物等の安全性の向上を図り、 もって事業者および区民の健康を確 保することを目的とする。 | その他 (国100%) | | 有 | 上がっ ていない | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (調査費用) | 無 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP その他 (パンフレット) |
| 【No.125 保護樹木・樹材 | 補助釒 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保護樹木・樹林の維持管理を支援す るため | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (経費全般) | 無 | 有 | 無 | その他 (実績 報告書無) | _ | _ | _ | _ | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

| 払 違約 周須法 加算 方流 |
|--------------------------------|
| マ 毎 その |
| ☆ 無 その |
| ☆ 無 その |
| |
| |
| 区報 定 無 その (パンプl |
| |
| 定無でいた。 |
| |
| 定無文書配 |
| |
| 文書 区報 その (ポスター ラシ) |
| |

| | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 亍確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|--|------|----|------------|----|-----|------------|----------|-----|-----------------------------|-----------|------|-------------|---|------------|------------|----------|------|------------|--------------------|----|----|------------------------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | | 基準 | | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 都市整備部(補助金数1 | 0件) | " | | 1 | | I | 1 | I. | I | I | I | | | I. | | I. | | " " | | | | | |
| 【No. 129 土地区画整理事 | 業助 | 成金] |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地区画整理を施行する組合等へ助成を行うことにより、公共施設の整備改善を図り、健全な市街地の形成に寄与する。 | その他 | 個人団体 | | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (築造・改築 経費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配名 |
| 【No.130 都市防災不燃化 | ℃促進Ⅰ | 助成: | 金】 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 大規模な地震等に伴い発生する火災から区 民の生命・身体等の安全を確保するため、 不燃化促進区域内において耐火建築物を建 築する者に対して、建築に要する費用の一 部を助成することにより、建築物の不燃化 を促進し、災害に強いまちづくりを推進す ることを目的とする。 | 区·都·国 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (建築費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配れ 区報・H |
| 【No. 131 密集住宅市街地 | 也整備 | 促進 | 事業 | 助成金 |] | | ' | | | · | | | | | | | <u>'</u> | | | | | | |
| 密集住宅市街地において、老朽建築物等の 建替えを促進し、住宅水準の向上および住 環境の整備を図り、あわせて、災害に強い 総合的なまちづくりを行うことを目的とし ている。 | 区・都 ^{区・都・国} その他 | | | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (事業費、 直接経費 のみ) | 有 | 有 | 無 | その他 (四半期に1 回、半年に1 回、事業完了 時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年2回 (四半期 ごと) | 確定 | 無 | 説明会 区報・F その他 (パンフレッ |
| 【No. 132 大江戸線延伸促 | 足進期 | 成同 | 盟に | 対する | 補助 | 金】 | 1 | | | ļ | | 1 | | | 1 | | 1 | - | | | | | |
| 大江戸線延伸促進期成同盟(以下「期成同盟」という。)という関係地域住民、区議会議員および区代表者で組織する団体に対し、補助金を交付することにより大江戸線し、補助金を交付することにより大江戸線明実現を図るとともに、延伸予定地域の市街地整備の促進に寄与する。 | 区単独 | . 団体 | 無 | 上がっている | 無 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | その他 (運営費、 事業費) | 無 | 有 | 無 | その他 (補助金の決定に係る会計年度が終了した時) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知7 要) |
| 【No. 133 戸建住宅耐震改 | を とり | 事等」 | 助成 | 金】 | | | , | | | | | | | <u> </u> | | | | , | | | | | |
| 耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。 | 区・国 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 低い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 (診断・設 計経費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配々 区報・H |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|--------------|------|------------|-------------|----|-----|------------|--------------|-----|----------------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|---|------------|-----|----|----|----------------------|
| <u>Д 19 н н</u> у | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 133-2 戸建住宅耐震 | 读改修 : | 上事等 | 等助原 | 贞金 】 | | | | | | | | | | | | | | | , | | | | |
| 耐震改修工事に要する費用の一部を 助成することにより、建築物の耐震 性の向上を図り、もって災害に強い まちづくりを目指すことを目的とす る。 | 区・国 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 低い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (工事費用) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP |
| 【No.134 民間建築物耐震 | 读改修 : | 上事等 | 等助原 | 贞金 】 | | | | | | | | | | | | | | | , | | | | |
| 耐震診断および実施設計に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって 災害に強いまちづくりを目指すこと を目的とする。 | 区・国その他 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 低い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (診断・設 計経費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP |
| 【No. 134-2 民間建築物面 | 付震改作 | 多工事 | 事等ほ | 助成金 |] | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | |
| 耐震改修工事等に要する費用の一部を助成することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。 | 区・国 その他 | 個人団体 | 有 | 上がっ ていない | 有 | 低い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (工事費用) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP |
| 【No.135 木造戸建住宅間 | 簡易補引 | 鱼工 | 事助原 | 龙金 】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡易補強工事に要する費用の一部を 助成することにより、建築物の耐震 性の向上を図り、もって災害に強い まちづくりを目指すことを目的とす る。 | 区·国 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 低い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 無 | その他 (工事費用) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP |
| 【No.136 耐震シェルター | -等設置 | 置助原 | 贞金】 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | |
| 耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。 | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (設置費用) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 総額 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP |

| | 補助金 | | 塞杏 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 違 | 整約 周 |
|---|-----------|---------|-----|------------|----|-----|------------|--------------|-----|------------------------|-----------|------|-------------|------|------------|----------------|------|------|------------|-----|------|-------------------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 加 | |
| 【No. 137 道路拡幅整備等 | · 等助成: | 金】 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 m未満の狭あいな道路を拡幅する ことにより、良好な住環境を確保 し、安全で快適なまちづくりを推進 するため | 区単独 | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | 有 | 低い | 少ない | 必要だが 見直し要 | 有 | その他 (整備費、事 務手続費) | 有 | 無 | 有 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 区報 そ (申 相記 |
| 【No.138 福祉のまちづく | くり整体 | 備助原 | 戊金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物の改修等を行う事業主または建築主に対し、バリアフリーを目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性および安全性の向上を図り、もって年齢、性別、および障害の有無等に関わらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とする。 | <u></u> | 個人団体 | 有 | 上がっ ている | | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他(改修費用) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 区 [‡] そ (パ: 別i |
| 土木部(補助金数4件) | | | | | | | | 1 | | I | | | | | | | | | | | | |
| 【No. 139 私道整備助成金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内において私道を舗装する者および 私道に排水設備を設置する者に対し、助成 金を交付することにより、私道の舗装およ び排水設備の促進を図り、区民の生活環境 向上に資することを目的とする。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (工事費) | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 有 区幸 |
| 【No. 140 雨水浸透施設墊 | 整備助) | 寸金】 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | | |
| 毎甲▽巛△四→11両に甘べさ 建筑幅の長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 1 | 1 | <u> </u> | | l | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|----------|------------|---|----|----|----|---|--------------------|---|---|---|-----|------------|---|---|---|-----|----|---|--------------------------------------|
| 【No.140 雨水浸透施設整 | Man Man | 贞金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区総合治水計画に基づき、建築物の屋根の雨水を地下に浸透させる施設を設置する者に対し必要な費用を助成することにより、河川への雨水流出を抑制し、練馬区の水害の軽減を図るとともに、サ下水の涵養を促し、もって自然環境の保全と回復に資することを目的とする。 | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (設置 費用等) | 有 | 黒 | 有 | 年1回 | 守られ ている | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 無 | 説明会 文書配布 区報・HP その他 (チラシ) |
| 【No. 141 交通安全協会補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区内における交通安全の啓蒙啓発を 目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知不 要) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 行確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|--|------|-----|-----|------------|------|-----|------------|----------|-----|------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|------|------------|-----|----|----|-------------------|
| X 13 H H) | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.142 幼児2人同乗月 | 月自転車 | 車レ: | ンタノ | レ事業 | 補助st | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年7月の東京都道路交通規則 改正に伴い利用が可能となった、 「幼児2人同乗用自転車」のレンタル 事業を行う財団法人練馬区都市整備 公社に対して当該事業に関する経費 を補助することで、幼児2人同乗用自 転車の普及啓発を行うことを目的と している。 2 学校教育部(補助金数1 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 ない | 無 | 運営費 | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | - | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (周知不 要) |

12

| 【No.143 外国人学校児童 | 重・生征 | 走保護 | 雙者: | 負担軽 | 減補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----|------------|------------|-----|-----|--------------|------|-----|------------|-----|---|---|-----|------------|-----------|---|---|---|-----|----|-----------|------|
| 外国人学校(東京朝鮮学校および東京韓国学校)に在籍する児童および生徒の保護者に対して補助金を交付することにより、その負担を軽減する。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 有 | その他 (就学経費) | 有 | 無 | 無 | その他 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.144 学校教育関係因 | 体補助 | 功金 | (小) | 学校教 | 育会 | 教育研 | 究会》 | 舌動に | 関する | (事業) |] | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 144-2 学校教育関係 | 感団体 神 | 補助金 | <u></u> (1 | 中学校 | 教育 | 研究会 | 教育码 | 研究活動 | 動に関 | 関する事 | 業)】 | | | , | • | • | | | | • | | · · · · · | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No.144-3 学校教育関係 | 感団体 | 補助金 |) | 小学校 | 教育: | 会水涼 | 、記録 : | 会)】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 丁確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|--------------|-----|------|------------|----|-----|--------------|------|------|-------------------------|-----------|------|-------------|----------|------------|------------|------|-----|------------|-----|----------|----|------|
| 交 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No.144-4 学校教育関係 | 感団体 神 | 補助金 | 金(人 | 小学校 | 教育 | 会音渠 | 遙賞 | (室) | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No.144-5 学校教育関係 | 感団体 神 | 浦助釒 | 金(人 | 小学校 | 教育 | 会連合 | 音楽会 | (会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 144-6 学校教育関係 | 感団体 神 | 浦助会 | 金(人 | 小学校 | 教育 | 会連合 | 図工图 | 展)】 | | | | | | | | | | | | | <u> </u> | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No.144-7 学校教育関係 | 感団体 神 | 浦助郐 | 金(人 | 小学校 | 教育 | 会連合 | 書初月 | 展)】 | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | ļ. | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、持って学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 144-8 学校教育関係 | 感団体 神 | 補助釒 | 金 ((| ①小学 | 校教 | 育会都 | 『連合 学 | 学芸会(| 2)小学 | 校教育 | 会都過 | 直合図 | 工展 | ③小学校 | 交教育: | 会都連 | 合書 | 初展) |] | | . ' | | |
| 学校教育に関する研究活動、教職員 の研修、福利厚生その他の事業の推 進を図り、もって学校教育の振興、 発展に寄与すること | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(事業費) | 無 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |

| | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 近 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|-----|-----|-----------|------------|-----|------------|------------|----------|-----|-------------------------|-----------|------|-------------|---------------------|------------|-----------|------|------|------------|-----|----|----|--------------------|
| 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | | 方法 |
| 【No.144-9 学校教育関係 | 団体社 | 甫助釒 | 金(| 学校保 | 健会 | 補助金 | <u> </u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校保健の研究、推進に関する事業 に対する補助金 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 144-10 学校教育関 | 係団体 | 補助 | 金(| むし世 | 自予防 | 方対策 | 補助金 | :)] | | | | - | | | 1 | | | | | | | | |
| 小中学校の「むし歯半減運動」の運 営に要する補助金が必要なため | その他 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 有 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (事前協 議) |
| 【No. 144-11 学校教育関 | 係団体 | 補助 | 金(| 区立约 | 力稚園 | 教育: | 会補助 | 金)】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区立幼稚園教育会の研究事業に かかる費用を補助することにより、 練馬区内の幼稚園教育の振興普及に 資するため | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 黒 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 有 | 有 | 無 | 年1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (周知 対象外) |
| 【No. 145 私立幼稚園等就 | 園奨励 | 动費衤 | 甫助₃ | 金】 | ı | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的としたもので、幼稚園の就園機会の確保を図る。 | 区•国 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 低い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 (入園料、 保育料) | 無 | 無 | 有 | その他 (実績 報告書無) | _ | _ | _ | _ | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |
| 【No. 146 私立幼稚園等園 | 見保証 | 蒦者負 | 負担 | 圣減費 | 補助 | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼児の保護者が負担する保育料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興と充実を図る。 | 区・都 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 低い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(保育料) | 有 | 無 | 有 | その他 (実績 報告書無) | _ | _ | _ | _ | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |

| 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 千確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|------|----------------|---------|------------|----|-----|------------|----------|-----|--------------------------|-----------|------|---------|---------------------|-------------------|------------|----------|----------|------------|-----|----|----|---------------|
| 2 17 11 117 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェックリスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付 書類 | 実地 調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 147 私立幼稚園等入 | 園児 | 呆護す | | 助金】 | | | | I | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入園する園児の保護者が負担する入園料に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減および公立幼稚園との保護者負担の格差是正を図る。 | 区単独 | 個人 | 有 | 上がっ ている | 無 | 低い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (入園料) | 有 | 無 | 有 | その他 (実績 報告書無) | _ | _ | _ | - | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 区報・HP |
| 【No.148 私立幼稚園施設 | と整備資 | 資金和 | 引子神 | 補給費 |] | | | <u> </u> | I. | | | | | | | | | | 1 | | | | |
| 私立幼稚園が施設環境等を整備する ために金融機関から借り入れた資金 に対し、その利子を補給することに より、私立幼稚園の幼児教育の振興 と発展を図るため | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 ^(利息のみ) | 有 | 有 | 有 | 四半期に 1回 | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年4回 | 確定 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No.149 私立幼稚園行事 | 費等即 | | 金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 私立幼稚園が行う行事及び保健衛生 の事業に要する経費について、助成 金を交付することにより、幼稚園教 育の振興を図るとともに保護者の経 費負担の軽減に資することを目的と する。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 運営費 | 無 | 無 | 有 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 無 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 150 私立幼稚園教職 | 战員教育 | 育研作 | 多会补 | 補助金 |] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 練馬区内の私立幼稚園教職員の資質 向上を期し、幼稚園教育の振興を図 るため | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 無 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ていな い | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 概算 | 無 | その他 (周知無) |
| 【No.151 私立幼稚園教育 | 環境 | と備す | 貴補耳 | 助金】 | | | | I | ı | | | | | ı | T | | | | | | | | |
| 私立幼稚園の振興と教育環境の維持向上を目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 運営費 | 有 | 無 | 有 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 (周知無) |

| | 交 付 目 的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 「確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|---|-----|------|-----|------------|----|-----|------------|-----|-----|---------------|-----------|------|-------------|--------------------|-------------------|-----------|------|----------|-------------------|-----|----|----|------|
| | 交 付 目 的 | 構成 | 対象 | | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェック リスト | 提出 時期 | 提出期限 | 確認 内容 | 添付書類 | 実地 調査 ‡ | 現地 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| | 【No. 152 私立幼稚園学級 | 補助員 | 員配置 | 置助, | | | | | | | | | l | | | | | | <u> </u> | | | | | |
| | 特別に配慮を要する幼児が在籍すること等により安定した集団生活が得られない学級のある私立幼稚園が、学級の健全化を図るため学級補助員を配置した場合、その費用の一部感を助成することにより、特別に配慮を要する幼児などの就園を推進するとともに、幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 有 | 上がっている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | 人件費 | I | 有 | 有 | 年1回 | 一部守 られて いない | 総額 と内訳 | 有 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配付 |
| 3 | 生涯学習部(補助金数3 | (件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【No.153 文化財保護事業 | に関す | する對 | 奨励: | 金およ | び補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 奨励金・・・文化財保護の奨励 補助金・・・文化財の保護・保存 | 区単独 | 個人団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (工事費等) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | 総額 と内訳 | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |

13

| 【No. 153 文化財保護事業 | に関う | する質 | き励る | 金およ | び補 | 助金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------|-----|------------|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-------|-----|-----|--------------------|------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|------|------|
| 奨励金・・・文化財保護の奨励 補助金・・・文化財の保護・保存 | 区単独 | 個人団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (工事費等) | 有 | 有 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | | 有 | 有 | 有 | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 154 公益社団法人練馬 | 馬区体育 | 育協会 | およ | び練馬 | 区レ | クリエ | ーショ | ン協会 | に対す | する交付会 | 定(都民 | 保体育 | 大会線 | 馬区代 | 表選手》 | 派遣費 | ・参加 | ロ費・ | 選抜 | および | 強化發 | 貴) 】 | |
| 広く都民の間にスポーツを普及し、 健康増進と体力向上を図るととも に、都民生活を明るく豊かにするこ とを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (派遣費等) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年3回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 154-2 公益社団法人編 | 東馬区(| 本育協 | 会お | よび網 | 馬区 | レクリ | エーシ | ョン協 | 会に対 | 対する交付 | 寸金 (者 | 『民生 | 涯スオ | ぺーツ大: | 会の練 | 馬区代 | 表選引 | 手派遣 | 事業 |)] | | | |
| 都民生涯スポーツ大会は、都民スポーツ変好者の中で、中・高年者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興を目的としている。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (派遣費、 事務経費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 154-3 公益社団法人編 | 東馬区(| 本育協 | 会お | よび網 | 馬区 | レクリ | エーシ | ョン協 | 会に対 | 対する交付 | 寸金 (者 | 『民ス | ポレク | /ふれあ! | ハ大会・ | への練 | 馬区作 | 弋表選 | 建手派 | 遣経費 |)] | | |
| 都民スポレクふれあい大会に練馬区 代表として参加のため、費用の一部 を補助する。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 少ない | 必要 | 無 | その他 (派遣費、 事務経費) | 有 | 無 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | その他 |

| 交付目的 | 補助金 | 交付 | 審査 | | | | | 評価等 | | | | | | | 履行 | 亍確認 | | | | 交付 | 支払 | 違約 | 周知 |
|---|------|-----|-----|------------|----|-----|------------|----------|-----|--------------|-----------|------|---------|--------------------|------------------|------------|------|-------------|------------|-----|----|----|------|
| 文 的 日 的 | 構成 | 対象 | 基準 | 成果 | 指標 | 効率性 | 交付額 の多寡 | 必要性 | 手引き | 対象 経費 | 具体的 記載 | 変更規定 | チェックリスト | 提出時期 | 提出期限 | 確認内容 | 添付書類 | 実地調査 | 現地 書類確認 | 回数 | 方法 | 加算 | 方法 |
| 【No. 154-4 公益社団法人約 | 東馬区に | 本育協 | 協会は | よび網 | 馬区 | レクリ | エーシ | ノョン協 | 会に対 | 対する交 | 付金(坂 | 战北地 | 区対抗 | 競技会約 | 東馬区 [·] | 代表選 | 手派证 | 貴事 美 | 業)】 | | | | |
| 城北地区の社会体育振興を図るため、城北地区の区又は教育委員会をもって構成し参加区の代表選手による親善又は対抗の試合を開催し、各区の親善と競技交流を図り、同時に関係職員の研究会を開催し、資料会等の運営方法及び社会体育全般についての向上に努めることを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要だが見直し要 | 無 | その他 (交通費) | 有 | 無 | 無 | その他 (事業 終了後) | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年1回 | 確定 | 無 | 文書配布 |
| 【No. 155 練馬区釣魚連合 | 会に対 | 付する | る交合 | 寸金】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広く都民の間にスポーツを普及し、 健康増進と体力向上を図るととも に、都民生活を明るく豊かにするこ とを目的とする。 | 区単独 | 団体 | 無 | 上がっ ている | 無 | 高い | 適切 | 必要 | 無 | その他 (派遣費) | 有 | 無 | 無 | 年1回 | 守られ ている | | 有 | 無 | _ | 年2回 | 確定 | 無 | 文書配布 |